

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和2年3月5日（第1日目）

議 長（佐藤孝悟君）

おはようございます。

ただいまから令和2年平泉町議会定例会3月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

はじめに、議長から諸般の報告を行います。

本定例会3月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、令和元年に採択された請願・陳情の処理の経過及び結果報告について、町長から報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、監査委員から、令和元年11月分から令和2年1月分までの現金出納検査の結果について及び令和元年度11月定期監査の結果についての報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、本定例会3月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、報告事項については、お手元に配付しております。2月27日の生活困窮者自立支援事業講演会は中止となりましたので削除願います。ご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、広域連合議会から報告を行います。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

11番、寺崎敏子です。

おはようございます。

それでは、諸報告の27ページをお開きいただきたいと思います。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会報告書。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会について、その概要を次のとおり報告いたします。

令和2年3月5日、平泉町議会議長、佐藤孝悟様。

岩手県後期高齢者医療広域連合議員、寺崎敏子。

次のページの裏をお開きください。

それでは、読み上げます。

令和2年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会。

期日、令和2年2月17日月曜日、午後1時30分。

場所は岩手県自治会館。

次、3番、付議事件といたしまして、議案第1号、岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて、議案第4号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて、議案第5号、岩手県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定について、議案第6号、令和元年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）、議案第7号、令和元年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第8号、令和2年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、議案第9号、令和2年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、議案第10号、岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求めることについて、以上、議案案件9件は原案のとおり可決されました。同意案件1件につきましても同意され、計10件全て議了いたしました。

なお、詳細につきましては、28ページから98ページに写しを添付しておりますので、お目通し頂きます。

以上、令和2年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

以上で岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

これで広域連合議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を行います。

青木町長。

町長（青木幸保君）

おはようございます。

それでは、行政報告に入る前に、5か所訂正がございます。2月26日、2月29日、3月2日、4日、そして追加となった2月27日という件がございますが、あらかじめ皆様方には訂正の訂正表をお渡ししているところでありますけれども、今回の新型コロナウイルス対策の関係で、欠席または中止となった事項等が記載されております。訂正しておわびを申し上げたいというふうに思います。大変申し訳ありませんでした。

それでは、行政報告に入らせていただきます。

12月6日より、新一般廃棄物処理施設・新最終処分場の候補地の住民説明会が、一関、平泉を会場に開催されております。

12月17日になりますが、平泉町で、平泉町役場で開催をされております。

1月1日になりますが、磐井清水若水送りが行われております。

1月8日、中尊寺で金盃抜きが行われております。開催されております。

次のページになります。1月11日になりますが、「日本遺産みちのくGOLD浪漫の継承と活動」ということで、シンポジウムが文化遺産センターで開催されております。

1月14日になります。岩手の高校教育を考える市町村懇談会が盛岡で開催されておりますと同時に、同日になりますが、県政に関する県と市町村との意見交換会も開催されているところであります。

1月19日になります。一関地区交通安全協会長島分会の交通安全祈願祭が開催されております。

1月23日になります。平泉町総合教育会議が開催されております。

1月26日になります。平泉町文化財防火訓練並びに消防出初式が開催をされています。

次のページになります。2月11日、建国記念の日奉祝行事が開催されております。

2月15日になります。世界農業遺産シンポジウムの開催であります。多くの方々にご出席を頂き、ご参加を頂き、新年度に国に対し書類を提出する方向で今、動いているところであります。

2月16日になります。平泉町生涯学習町民のつどいが開催されております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

以上で町長からの行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに日程に入ります。

議長（佐藤孝悟君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、7番、升沢博子議員及び8番、佐々木一治議員を指名します。

議長（佐藤孝悟君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会3月会議の会議期間は、本日から3月16日までの12日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から3月16日までの12日間に決定しました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第3、令和2年度町長施政方針演述を行います。

町長、登壇願います。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、施政方針演述を執り行います。行わせていただきます。

はじめに、令和2年平泉町議会定例会3月会議の開催に当たりまして、令和2年度町政運営の基本方針及び重点的に行う施策について、所信の一端を申し上げます。

令和元年度の我が国の経済を見ますと、消費増税や輸出の落ち込みにより低調傾向に向かっており、世界経済もアメリカと中国による貿易摩擦、イギリスが離脱したユーロ圏、新型コロナウイルスの発生などによって、非常に不安定な状況が続いております。このような中、平泉町は、議会と共に両輪となって、町民の声が町政に響くまちづくりを推進してまいります。

令和2年度の予算編成につきましては、一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算の総額は72億6,052万円余となっております。このうち一般会計予算につきましては、対前年度比0.3%増の50億4,200万円となりました。

歳入面におきましては、地方消費税交付金、地方交付税が増となる一方、国庫支出金、県支出金、地方特例交付金が減となる見込みであり、地方債の発行に加え、財政調整基金及びその他の主要基金を一部取り崩して、必要な財源を確保したところであります。

歳出面につきましては、社会教育施設整備事業、スマートインターチェンジ整備事業や4路線の町道整備事業を行うほか、企業誘致に関連した産業振興、雇用対策、防災対策に取り組んでまいります。また、各種予防接種、検診に併せて、町単独医療費助成事業を継続するなど、子育てに優しい住みやすい環境づくりに重点を置き、予算配分を行いました。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計において、退職者医療制度終了による減額などに伴い、対前年度比2.6%減の7億5,140万円余、水道事業会計につきましては、3条予算では対前年度比1.5%の増の2億9,098万円余、4条予算では水道施設と管路の更新事業費の増額に伴い、対前年度比8.9%増の3億7,844万円余といたしました。

令和2年度は、新平泉町総合計画後期基本計画の最終年に当たりますので、限られた予算ではありますが、町の将来像「やすらぎと文化をおりなす千年のまちづくり」の実現に向け、事業の重点化を図り、予算編成に配慮したところであります。

重点的に行う施策といたしまして、次に、令和2年度の基本施策において、重点的に行う施策

について申し述べます。

町民総参加のまちづくりの推進。

町民総参加のまちづくり体制の確立につきましては、多くの町民が意見等をまちづくりに反映し、主体的にまちづくりに参加できるように、様々な機会を捉えて丁寧な説明を行い、若者会議や高校生会議などにより若い世代からの意見聴取にも努め、町民との直接対話によるまちづくりを推し進め、町民と行政の意思疎通に努めてまいります。

まちづくりの重要な担い手となる町民団体やボランティア団体等の自主的な活動につきましては、引き続きまちづくり交付金によって支援を図ってまいります。

地域の課題につきましては、行政区地域課題対応事業等により、町民と一体となって課題解決に取り組んでまいります。

次期総合計画の策定。

次期総合計画につきましては、令和3年度から10年間の基本構想と5年間の前期基本計画について、令和元年度に行った地域懇談会や町民アンケート等の意見を盛り込み策定中ですが、令和2年度は庁舎内の調整を経て計画案をまとめ上げ、機会を捉えて多くの方々に説明をしてまいります。

社会教育施設の整備。

社会教育施設の整備につきましては、設計や建設等を行う参画事業者を選定し、用地取得等を行いました。令和2年度は実施設計、発掘調査を行い、建設工事に着手してまいります。

スマートインターチェンジの整備。

平泉スマートインターチェンジの整備につきましては、高速道路利用者の利便性向上により、観光の振興や地域産業の活性化を推進することから、関係機関と連携し、早期完成に努めてまいります。

企業誘致。

企業誘致につきましては、町内の工業団地に空きスペースがないことから、平泉スマートインターチェンジの整備による立地の優位性をアピールしながら、新しい工業団地の造成について検討してまいります。また、誘致企業が導入する設備等に対する支援を行ってまいります。

若者の定住化。

若者の定住化につきましては、誘致企業情報を積極的に発信し、あわせて遊休町有地の宅地分譲化や子育て世代が必要としている公園を検討するなどして、働く場と居住環境を整え、積極的に進めてまいります。

世界遺産登録10周年記念事業。

世界遺産登録10周年記念事業につきましては、令和2年度にプレイベント、令和3年度に各種記念事業、令和4年度にポストイベントを開催することによって、国内に限らず世界に向けて情報を発信してまいります。

子育て支援。

子育て支援につきましては、子ども・子育て支援事業計画に基づき、各種施策を継続して実施

するとともに、少子化対策として、安心して妊娠、出産、子育てができるよう子育て世代包括支援センターの設置に向け、取り組んでまいります。

また、産後の育児不安等に対する産後ケアの充実、乳児訪問、予防接種、各種子育てに関する教室などを継続するとともに、より充実するように推進してまいります。

不妊に悩む夫婦への支援としての不妊治療助成制度につきましては、さらなる制度の周知に努めてまいります。

保育の充実につきましては、子育て家庭の就労状況や生活実態を踏まえた保育サービスを提供するとともに、支援を要する児童に対しては、多様化する利用者ニーズに応じた保育の充実を図り、在宅の子育て家庭に対しては、子育て支援センターやアピユイにおける親子向け行事の提供や一時預かり事業等により支援してまいります。

保育料につきましては、多子世帯やひとり親家庭の保育料軽減の継続及び幼児教育を無償化するなど、保護者負担の軽減を図ってまいります。

放課後児童健全育成につきましては、平泉地区・長島地区それぞれの児童クラブにおいて、学校・地域と連携しながら運営するとともに、児童クラブの運営環境の整備を図りながら、放課後の児童の安全・安心な生活を支援してまいります。

医療費助成につきましては、平成29年8月から18歳までの医療費が完全無料化となっていますが、今後も児童生徒の健康の確保と子育て家庭の経済的負担の軽減を図ってまいります。

保健・医療の充実。

保健・医療の充実につきましては、「健康ひらいずみ21（第2次）」に基づいた各種検診や健康教室、相談事業を通し、健康の保持や個人に合わせた支援を図り、令和2年度の重要領域を「生活習慣病（がん）」及び「身体活動・運動」と定め、より具体的な取組を行ってまいります。

「生活習慣病（がん）」につきましては、令和元年度に引き続き疾病の早期発見・早期治療のため検診受診を勧め、検診未受診者への再勧奨や精密検査受診勧奨を行ってまいります。また、受けやすい検診体制として、20歳から60歳までの5歳刻みの方を節目対象者として、個人負担金を無料とする取組も継続してまいります。

「身体活動・運動」につきましては、運動習慣を身につけることを目的として、各種健康教室の開催や各関係機関の協力・連携をもとに、日常生活の中で積極的に体を動かすことについて啓発してまいります。

医療対策につきましては、一関市医師会等の協力を頂きながら、在宅当番医制事業、夜間救急医療対策事業、二次救急医療事業により、広域での地域医療体制の充実を図ってまいります。

国民健康保険につきましては、平成30年度より岩手県が保険者となり、国保財政の中心的な役割を担う新しい制度が開始されたことから、より一層、県との連携を深め、適切な運営を推進してまいります。

また、第2期保健事業実施計画及び第3期特定健康診査などの実施計画に基づき、特定健康診査等の多様な受診機会の提供による、受診率の向上及び保健事業の効果的な実施を図り、被保険者の健康増進と医療費の抑制に努めてまいります。

地域福祉の推進。

地域福祉の推進につきましては、現在の平泉町地域福祉計画が令和2年度までの計画期間であることから、第2次平泉町地域福祉計画策定に向けて、県計画や上位計画との関連性を踏まえ、取り組んでまいります。

また、地域での様々な自主的な福祉活動等の推進に向けて、民生児童委員をはじめ、関係機関や地域団体と連携を図りながら、地域での見守りやつながり活動を支援し、地域福祉活動への参画を促進してまいります。

高齢者福祉につきましては、介護予防・生活支援サービス事業（新しい総合事業）を継続して推進し、平泉いきいき百歳体操の普及とともに、高齢者の多様なニーズに対応するための生活支援体制づくりを進めてまいります。

また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、一関地区広域行政組合及び高齢者総合相談センターひらいずみ等と連携し、第7期高齢者福祉計画に基づき「地域包括ケアシステム」の構築を引き続き図ってまいります。

さらに、在宅介護支援につきましては、認知症の人や家族等を支援するため、認知症ケアパス（あんしんガイドブック）を活用した認知症施策の推進や家族介護手当、タクシー料金の助成、住宅改修補助等を引き続き実施してまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいのある方が自らの力でその人らしく暮らしていけるよう、日常的な相談から保健・医療・福祉サービスの提供、住まいや就労の場の確保などが、地域生活を支援する相談体制について、一関市と共同設置している「一関地区障害者地域自立支援協議会」との連携により、推進してまいります。

また、関係機関やサービス事業所と連携し、障がいの特性を踏まえたきめ細やかなサービスの提供を行うとともに、介護者や家族の負担を軽減するため、日中一時支援事業や移動支援事業を継続して行ってまいります。

さらに、「障害者差別解消法」についても普及啓発を行い、障がいのある方もない方も互いに尊重し合う共生社会の実現に向けて、取組を進めてまいります。

環境保全。

自然環境の保全につきましては、地域における環境保全活動との連携、環境保全に関する広報・啓発活動や、希少な動植物や外来種の実態把握を行うなど環境意識の向上を図り、また一般家庭における太陽光発電システム及び住宅用高効率給湯器の設置に対する補助を引き続き実施し、再生可能エネルギーの利用者や省エネルギー化を推進してまいります。

一般廃棄物処理につきましては、ごみの分別収集の徹底と減量化を進め、不法投棄の監視強化等、一関地区広域行政組合をはじめ関係機関と連携を図りながら、廃棄物の適正処理を推進し、循環型社会の構築に向けて取り組んでまいります。

放射線対策につきましては、毎月の定点調査をはじめ、公共施設調査、行政区別調査、一般宅地のホットスポット調査や飲料水調査等、各種放射線量測定を継続実施してまいります。

東京電力への損害賠償につきましては、自治体賠償において原子力損害賠償紛争解決センター

への3回のあっせん申立てなどを踏まえて対応するとともに、再度のあっせん申立ての検討や令和元年度の損害賠償について、県と連携しながら賠償請求してまいります。

農林業の振興。

農業の振興につきましては、日米貿易協定が発効したことにより、大幅な自由化が加速し、国内農産物への影響が一層懸念される状況にあります。こうした中、国では「食料・農業・農村計画」の見直しに向けた検討を行っているが、農業者の高齢化及び後継者不足による耕作放棄地の増加等、地域全体の農業の持続性をどのように確保するのが課題となっています。

こうしたことから、意欲と能力のある認定農業者及び地域農業の担い手の支援に取り組むとともに、新規就農者支援事業による農業後継者及び新規就農者の育成・確保に努めてまいります。

また、農地の利用集積や農作業受委託の促進等を地域単位で推進するため、日本型直接支払制度である多面的機能支払や中山間地域等直接支払に取り組むとともに、農業委員会と連携して、農地利用最適化推進委員の積極的な活動を促し、地域農業マスタープランの実質化を推進してまいります。

水田農業につきましては、県から示された米の生産目安をもとに、安全安心な良質米生産を推進するとともに、当地方の主要園芸品目であるトマト、ナス、ピーマン等の接ぎ木苗代の助成を行うなど、関係機関と連携し支援してまいります。

また、地産地消の取組を進め、生産者と地産地消認定店等の間で情報共有を図るほか、道の駅平泉の産直施設を活用し、農業者の所得向上に結びつくよう支援をするとともに、あわせて女性農業者等による新商品の開発や農産物の6次産業化等に向け取組を支援してまいります。

都市と農村との交流につきましては、農家民泊等の開業を支援するほか、グリーンツーリズム推進協議会を中心に各種研修会等を開催するなど、受入れ農家を支援してまいります。

東稲山麓地域の世界農業遺産の取組につきましては、当地域の活性化を図るため、東稲山麓地域世界農業遺産認定推進協議会を中心に、関係機関と協力して認定に向け再挑戦してまいります。

また、西行桜の森や大文字キャンプ場の利活用を図るため、東稲山の桜情景復活と併せて、当地域の活性化に努めてまいります。

鳥獣被害につきましては、猟友会と連携した鳥獣被害対策実施隊による捕獲や、電気柵の設置等の対策を実施してまいります。

畜産の振興につきましては、飼料価格と肥育素牛価格の上昇傾向が続く中、いわて南牛振興協会の活動を中心に、ブランド肉牛「いわて南牛」を安定して供給できる体制確立を目指し支援してまいります。

林業の振興につきましては、平泉町森林経営計画に基づき、除間伐等適正な森林資源の管理と計画的な森林の保全を図り、さらには森林病虫害防除を引き続き行ってまいります。

商工業の振興。

商業の振興につきましては、平泉商工会等と連携した支援体制を継続し、地域に密着した魅力ある商店づくりを推進してまいります。

事業者承継対策につきましては、平泉町創業支援等事業計画に基づき、ひらいずみ創業塾の開

催や、平泉町創業支援ネットワーク会議を軸とした多様な事業展開を切れ目なく行うことにより、創業、事業承継及び経営力向上による経営基盤の強化に取り組んでまいります。

また、中尊寺通り賑わい創出事業によって、事業者と地域住民との交流の機会を創出し、地域経済の維持拡大と商店街の活性化を図り、あわせて店舗リフォーム促進支援事業及び空き店舗対策事業の運用を通して、事業継続支援と空き店舗の解消に努めてまいります。

さらに、「ふるさと名物応援宣言」による地場産品の効果的な発信と、平泉町特産品開発支援事業を活用した関連商品の開発、及び販路拡大の促進により、商業の活性化と地域ブランドの構築を図ってまいります。

道の駅平泉につきましては、経営が安定化に向かいつつありますが、開業4年目を迎えるに当たり、引き続き経済効果が町全体に広がるように努めてまいります。

工業の振興につきましては、中小企業等の育成や経営の安定を図るため、平泉町中小企業振興資金貸付制度の運用を継続し、資金調達の円滑化を図ることで事業活動を支援してまいります。

また、各種展示会出展に係る経費補助を行う平泉町取引支援促進事業については、町内企業の製品や技術力の情報を広く発信し、活用企業が増加していることから、引き続き継続するとともに、海外出展も視野に入れた事業展開についても支援してまいります。

さらに、企業懇談会を開催し、企業の動向やニーズの把握に努めるとともに、企業間の情報交換による町内企業の活性化と企業支援施策の反映に努めてまいります。

雇用対策。

雇用対策につきましては、商工会やハローワークなどの関係機関と連携しながら職業相談に対応するほか、誘致企業や町内企業への地元雇用確保に向けた検討を進めながら、ふるさと就職ガイダンスの開催や若者等ふるさと就職支援事業補助金の利用促進を通じて、若者労働者の地元就職及びUターン等を促進してまいります。

また、少子高齢化が一段と加速している中で、町シルバー人材センターへの運営費補助と併せ、研修事業への支援措置についても継続しながら、地域ニーズに対応した事業実施と高齢者の適正かつ安全就業、作業スキル向上、新規会員の加入を促してまいります。

観光の振興。

観光の振興につきましては、平泉町観光協会と連携し、観光客の受入れ体制の構築や国内外からの誘客、グリーンツーリズムと連携した教育旅行の誘致活動を積極的に展開してまいります。

観光客の受入れ態勢につきましては、平泉観光案内所や平泉駅なか案内所、道の駅観光ガイダンス施設の案内機能の充実を図ってまいります。

二次交通の充実につきましては、各交通機関と連携して巡回バスやレンタサイクル、語り部タクシー等の効果的な運用を通じて、町内への回遊を図ってまいります。

また、滞在型観光に向けた取り組みにつきましては、平泉町ウオーキングトレイル魅力化計画に基づいたウオーキングルートの周知拡大と、快適に体験するためのパンフレットの作成やガイド養成講座の開催を行うとともに、伝統工芸や仏教などの体験事業についても充実を図ってまいります。

特にも、令和2年度に東京都を中心に開催されるオリンピック・パラリンピックを契機に、世界各地から多くの観光客が本町を訪れることが予想されることから、商工業者を対象とした国際交流員によるセミナーを開催し、国際理解の醸成や多言語による情報発信を通して、外国人の受入れ態勢の強化に引き続き取り組んでまいります。

あわせて、令和3年度には、世界遺産登録10周年記念事業や、JRの東北デスティネーションキャンペーンが開催されることから、世界文化遺産平泉をはじめとする地域の情報発信と誘客プロモーション活動を積極的に行い、国や県、連携自治体、関係機関と協力し、魅力ある体験・周遊型コースなども示しながら、インバウンド観光の増加につなげてまいります。

令和元年5月に認定された日本遺産「みちのくGOLD浪漫」につきましては、構成市町との連携のもと、新たな誘客のコンテンツとしての活用を図るため、ガイド育成や教育旅行プログラム造成に取り組み、交流人口の拡大に結びつけてまいります。

一般社団法人世界遺産平泉・一関DMOの支援につきましては、設立から3年を迎えることから、取り組んできた広域連携事業や閑散期対策等の事業実施体制の確立を一関市などと連携しながら進め、観光地域づくりの舵取りの役割を担えるように、引き続き支援を行ってまいります。

水道・下水道の整備。

水道事業につきましては、引き続き配水管の布設替え工事と鉛製給水管の布設替え工事を実施するとともに、浄水場の電気計装設備、機械設備と薬品タンクの更新を行ってまいります。

また、有収率の向上、事務経費及び維持管理費の縮減等に取り組み、安全・安心な水の安定供給に努めるとともに、計画的に水道施設の更新を行い、健全な経営の確保を図るため、平成30年度に策定した水道事業基本計画（新水道ビジョン）に基づき、事業を実施してまいります。

下水道事業、農業集落排水事業につきましては、統合して下水道事業会計として地方公営企業法を適用した会計に移行し、経営の質と効率性を向上させるとともに、下水道事業等の持続性を確保するため、広域化・共同化について検討を進めてまいります。

なお、下水道事業につきましては、平成28年度に策定した汚水処理施設整備構想（アクションプラン）に基づき、事業を実施してまいります。

また、農業集落排水事業につきましては、施設の適切な維持管理、経費の縮減に努めてまいります。

合併処理浄化槽設置につきましては、引き続き支援を実施してまいります。

道路・交通網の整備。

道路網の整備につきましては、スマートインターチェンジ整備事業関連として町道佐野原祇園線、町道祇園線については国の事業である小金沢川の改修に併せて小金沢橋の改築、町道ねずみ沢線、町道宿1号線について、継続して行ってまいります。また、県道平泉停車場中尊寺線の早期完成を図るため、引き続き県に協力してまいります。

さらに、公共交通の見直しについても、多くの意見を参考にしながら積極的に取り組んでまいります。

住宅・市街地の整備。

住宅・市街地の整備につきましては、木造住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修事業及び東日本大震災に伴う生活再建住宅支援事業を継続して実施してまいります。

町営住宅につきましては、平成22年度策定した公営住宅等長寿命化計画に基づき、高田前団地の水洗化工事を実施してまいります。

空き家対策につきましては、空家等対策計画に基づき、引き続き空き家等の調査を進めるとともに、特定空家等に対処してまいります。

景観の保全・整備。

景観の保全・整備につきましては、豊かな自然と美しい景観を守り、次世代へ継承するため、道路、河川等の環境整備について、関係機関及び町民の協力を得ながら、引き続き実施してまいります。

また、平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例と平泉町屋外広告物条例の周知を図り、官民一体となって世界文化遺産の町にふさわしい景観の保持に努めてまいります。

さらに、補助制度につきましては、屋外広告物の改修等へは引き続き実施し、新たに新築等住宅等を対象とした制度を制定し、良好な景観形成を促進してまいります。

国際リニアコライダーの誘致。

国際リニアコライダーの誘致につきましては、関係機関と連携を図りながら情報の収集・意見交換を行い、普及啓発に努め、近隣市町とともに積極的に取り組んでまいります。

安全・安心なまちづくり。

地域防災力の充実ににつきましては、消防団配備の消防ポンプ自動車を更新し、消防団の体制強化を図るとともに、一関市と本町を会場に開催される岩手県総合防災訓練を通じて、防災に対する普及啓発や自主防災組織の育成強化など地域防災力の向上を図り、町民の安全確保に努めてまいります。

交通安全対策につきましては、警察や交通指導隊、交通安全母の会、交通安全協会等の関係機関と連携を図りながら、年間を通じた季節ごとの交通安全運動をはじめ、日々の街頭指導及び広報・啓発活動、交通安全教室を実施・開催し、高齢運転者の事故防止など、交通事故のない安全な町の実現に向けて取り組んでまいります。

災害時における要援護者の支援につきましては、避難行動要支援者避難支援計画に基づいて、民生委員、行政区等関係機関の理解と協力を得ながら、要援護者の名簿登録の更新と見守り支援と併せて、個別支援計画の策定に取り組んでまいります。

また、福祉避難所につきましては、社会福祉法人等との協定を踏まえて、災害時の避難対応に備えてまいります。

情報セキュリティ対策につきましては、町が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、町セキュリティポリシーに基づき、実施してまいります。

住民情報系システム（住基、税、福祉）につきましては、一関市、陸前高田市、釜石市、住田町、一関地区広域行政組合と本町の6団体で自治体クラウド協定を締結したことにより、コストの削減、セキュリティ水準の向上、災害時の業務継続に努めてまいります。

平泉の文化遺産の保存と活用。

無量光院跡及び観自在王院庭園の整備につきましては、平泉遺跡群調査整備指導委員会の指導のもと、国県補助を導入し着実に実施してまいります。

名勝おくのほそ道の風景地（金鶏山・高館・さくら山）の保全につきましては、その優れた風致景観を維持するため、所有者及び関係組織と緊密に連携を図りながら、具体的な事業の検討及び調整を行ってまいります。

教育の振興。

教育の振興につきましては、平泉町教育大綱を改訂して2年目の令和2年度は、「一人ひとりが輝き、幸せを実感できるまちの実現」を目指し、家庭・学校・地域・行政が連携し、世代を超えて学び続けるまちづくりを推進し、さらなる教育の発展に努めてまいります。

また、町民が生涯にわたって、自発的・自主的に学習活動を継続するために必要な新社会教育施設の建設については、新たな生涯学習・人づくりの拠点となるよう事業を推進してまいります。

終わりに、現在、国内に限らず、全世界で新型コロナウイルスが猛威を振るっております。幸いにも岩手県内では確認されてはおりませんが、専門家によれば、ウイルスを封じ込められるかどうかについては、ここ2週間ほどの対応によるとのことです。ご存じのとおり、北海道では緊急事態宣言を出しておりますし、国といたしましても、国としましても、全国に休校措置を要請しているところであります。

当町といたしましても、2月26日、新型コロナウイルス感染対策連絡会議を立ち上げ、28日には新型コロナウイルス感染症に伴う危機対策本部を設置し、休校に対する対応、感染予防に関する普及啓発、国や県からの情報共有等に努めておりますが、一日も早い終息を迎えるために、一人一人が危機感を持って徹底して取り組むことが不可欠であり、行政といたしましても、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。ご理解とご協力のほどよろしくお願いをいたします。

令和2年度は、最上位計画である総合計画を策定しますし、大型事業も目に見えてきますので、様々な機会を捉えて丁寧の説明をし、町政をより身近に感じられるものにしてまいります。この直接対話こそが、持続可能な平泉町を創るものだと確信しておりますので、今後も忌憚のないたくさんのご意見をお寄せください。

今回提案いたしました令和2年度平泉町一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算並びにその他の議案につきましては、議員各位のご理解とご協力、そして町民の皆様方の町政への参画を心からお願い申し上げまして、私の施政方針の表明といたします。

令和2年3月5日、平泉町長、青木幸保。

議長（佐藤孝悟君）

これで令和2年度町長施政方針演述を終わります。

ここで暫時休憩いたします。11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時54分

議長（佐藤孝悟君）

それでは再開をいたします。

日程第 4、令和 2 年度教育行政方針演述を行います。

教育長、登壇願います。

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

令和 2 年度教育行政方針演述を行います。

本日ここに令和 2 年平泉町議会定例会 3 月会議が開催されるに当たり、令和 2 年度の教育行政施策について所信の一端を述べ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

はじめに地球上では、気候変動による異常気象、海や森などの自然環境の破壊や汚染等、解決しなければならない多くの課題があります。そして、日本においては、3.11 東日本大震災発災から 9 年となりますが、この間、度重なる自然災害に見舞われており、まだまだ全国各地で多くの人々が不自由な生活を余儀なくされております。

教育界では、国から社会の急激な変化に対応する新しい時代の教育を進めるべく、その改革の道筋を示されております。一方、ネット依存をめぐる問題や重大事故に発展するいじめ問題、経済格差の広がる中でどう学力保障を果たすか等、子供を取り巻く教育課題はますます複雑化してきています。

そのような中でありますが、世界文化遺産の地平泉における教育の基本は、先人が紡いできた歴史を踏まえ、平和で持続可能な社会づくりのための人材育成を目指していくため、地域や家庭の教育力を高め、子供たちの人と関わる力を育てることと考えます。

特にも、本町教育の軸としてきた「平泉学」の取組は、学校教育における「過去に学び、今を見つめ、未来を考える学習」としての系統的な学習がより深化してきていますが、地域で学び合う全世代型学習も、多くの町民が互いに向き合い、地域の歴史や文化を学び、現代課題を考え合う場に発展させていきたいものです。

「平泉町教育大綱」を改訂して 2 年目の今年度は、さらに「一人ひとりが輝き、幸せを実感できるまちの実現」を目指し、家庭・学校・地域・行政が連携し、世代を超えて学び続けるまちづくりを推進し、町教育の発展を目指してまいります。

以下、教育行政各分野の重点施策の概要について申し述べます。

第 1 に、「生きる力を育む学校教育の推進」についてです。

「確かな学び（知）」「豊かな心（徳）」「健やかな体（体）」のバランスの取れた教育を展開し、平泉の子供として、生きる力を備えた児童生徒の育成を目指していくために、以下の 3 点を重点施策として推進してまいります。

第 1 点目は、「確かな学びの保障」です。

新しい学習指導要領では、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力が、生きて働く「知

識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養という三つの柱に整理されました。

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて深く理解し、これからの時代に求められる資質、能力を身につけ、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするため、学習の質を一層高める授業改善の取組を推進してまいります。

また、児童生徒一人一人への理解に基づき、教科における系統性、発展性を踏まえた授業交流、教員研修等により、創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、長期的な視点によるきめ細やかな学習指導を推進してまいります。

英語教育の充実では、グローバル社会を生きる児童生徒にコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成するため、中学生の英語検定全額補助や、幼保小中への外国語指導助手（ALT）の配置を継続してまいります。

第2点目は、「豊かな心の育成」です。

心の教育においては、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努め、子供たちの実態を踏まえながら、幼稚園、小・中学校の学校段階や、小学校の低・中・高学年のそれぞれの発達段階を考慮し、適切な指導が行われるよう、取組を推進してまいります。

特にも、いじめ問題に関しては、「いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめは絶対許されない」という共通認識のもと、学校全体が組織的かつ計画的に取り組むとともに、教師、保護者、子供の信頼関係を大切に、いじめの早期発見、早期解消に努めてまいります。

第3点目は、「健やかな体づくり」です。

「健やかな体づくり」については、子供の「生きる力」の根底となるものであり、子供が生涯にわたっていきいきと生きるために必要不可欠なものであります。

子供の心身の調和的発達を図るため、運動を通して体力を養うとともに、食育の推進を通して望ましい食習慣を身につけるなど、健康的な生活習慣の形成に努め、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう、豊かな人間性と心身の健康の保持増進を図ってまいります。

その一つとして、スマートフォンやゲーム機器等は使い方によっては、子供の脳や体に徐々に深刻なダメージを与えるリスクがあることなどを、様々な機会を通して理解されるよう取組を推進してまいります。

また、生徒の休養をしっかりと確保するという観点から、部活動の休養日については、引き続きその徹底を図るとともに、生徒、保護者及び外部指導者等の関係者に休養日の設定及びその意義について周知を図ってまいります。

第2に、「子どもの暮らしと学びを育てる家庭教育」の向上についてです。

「子育てのための情報発信」、「生活習慣づくり」、「家庭と地域のつながり」を取組の柱に、以下の3点を重点施策として推進してまいります。

第1点目は、「子育てのための情報発信と学習機会の提供」です。

家庭の子供に対する影響はとても大きく、子供にとっての家族と触れ合う時間は、豊かな人格形成の基盤づくりに重要な役割を果たすことから、子供の健やかな成長を支える家庭教育の充実を図るため、保護者を対象とした学習機会の提供や子育てに関する情報発信を行ってまいります。

第2点目は、「情報化社会における生活習慣づくり」です。

近年、情報メディアが普及し、生活の利便性が向上した反面、子供たちを取り巻くインターネットの世界には、いじめや依存、有害サイトを通じた事件・トラブルなど様々な問題が後を絶ちません。このような情報化社会を生き抜く力や、たくましい心を育むため、正しい知識やリスクを学ぶ学習機会を提供し、規則正しい生活習慣づくりを進めてまいります。

そのため、教育振興運動で取り組む毎月1日の「ノーテレビデー」や、情報メディアに関する家庭での約束等、新たな運動を展開し、家庭学習や読書活動と連動した有機的な取組を推進してまいります。

第3点目は、「家庭と地域のつながりづくり」です。

核家族化が進行し、地域の関係性が希薄化している現代社会において、「家庭と地域のつながりづくり」は重要な課題となっております。教育振興運動を軸に、「子ども」、「家庭」、「学校」、「地域」、「行政」の5者がそれぞれの役割と責任を果たし、連携する仕組みづくりを進め、多くの地域住民が子育て支援に関わることができるような体制整備に努めてまいります。

また、放課後や週末などに、子供たちが安全で安心して過ごすことができる居場所づくりを進める「放課後子ども教室」にも、地域の方々の参画を得ながら、継続して取り組み、地域の方々との交流を通じて、子供たちが健やかに育まれるような環境づくりに努めてまいります。

第3に、「まちづくりと生きがいづくりのための社会教育の充実」についてです。

「生涯学習の機会の提供」「地域課題を考え合う学びの場づくり」「生涯スポーツの振興」を柱に、以下の3点を重点施策として取り組んでまいります。

第1点目は、「自発的・主体的な学習機会の提供」です。

人生に彩りを与え、生きがいを感じながら充実した毎日を過ごせるよう、公民館や図書館などの生涯学習施設を拠点に、多様なニーズに対応した学習機会の提供を図り、町民の自発的・主体的な生涯学習の場づくりを進めてまいります。

また、町の活力を生み育てる「にぎわい交流拠点」（仮称）平泉町社会教育施設の整備につきましては、町民の多様な意見を取り入れながら、基本設計、詳細設計及び建設に向け取り組んでまいります。

第2点目は、「地域課題を考え合う学びの場づくり」です。

地域課題を考え合う学びの場づくりにおいては、地域住民に地域を知り、理解するための学習プログラムを継続的に提供し、郷土に対する愛着心と誇りを育ませ、地域の絆を深めていく機会とすることで、地域のことを自ら考え、主体的に行動することができる人材育成につなげていきたいと考えております。

また、平泉の将来を担う子供たちに地域を語れる力を養わせることで、平泉の価値・魅力を理

解し、平泉を広く国内外に情報発信できる人材を育成するため、小学生高学年を対象にした青少年リーダー研修事業「黄金平泉情報発信プロジェクト」に取り組んでまいります。

第3点目は、「健康づくり・体力増進のための生涯スポーツの振興」です。

町民が生涯にわたって、幅広くスポーツを楽しみ、健康で活力ある地域社会をつくるため「出前スポーツ教室」や「ニュースポーツ教室」、町体育協会との連携事業である「ふるさとオリンピック」など、日常的スポーツ活動の普及、啓発に取り組んでまいります。

また、今年東京2020オリンピックが開催され、スポーツへの関心が高まることが考えられるため、これを契機に、地域住民の手による「総合型地域スポーツクラブ」の設立に向けた活動を支援してまいります。

第4に、「過去に学び、今を見つめ、未来を考える「全世代型平泉学」」についてです。

持続可能な地域社会づくりを推進するため、以下の2点について重点施策として取り組んでまいります。

第1点目は、「幼保小中で取り組む系統的な平泉学」です。

町内の幼稚園、保育所、小中学校では、平泉の文化遺産の世界遺産登録後から「平泉学」を展開し、平泉の歴史的価値を学び、世界遺産を受け継ぐ子供たちの興味や関心を高めること、また、平和への願い、未来の自分、平泉について考え、自信と誇りを持ってふるさと「平泉」を語り、発信できる人づくりを目指してまいりました。

平成30年には、福岡県宗像市での「世界遺産学習全国サミット」に、令和元年には、「黄金平泉情報発信プロジェクト」として広島県廿日市市、広島市、呉市を訪問し、児童生徒らが、伝統文化や文化財の保護保全、価値の継承に向けた全国各地の優れた取組について学ぶことができました。

今後も、「参加体験型学習」、「地域思考型学習」、「発信行動型学習」という3つの学習をサイクル的に進めることで、より高い学びの質を目指してまいります。

第2点目は、「世代を超えた地域で学ぶ平泉学」です。

子供たちにとって地域と関わりを持つということは、社会に適応する多くの力を学ぶことであり、社会性・公共性・協調性を身につける上で、地域内での友好的な関係を構築することは非常に重要なことであると考えます。

教育振興運動を中心に5者が有機的に連携する体制を整え、「地域学習（平泉学習）」を継続して実施し、地域資源を活用しながら、地域や文化、伝統を学ぶ中で、子供たちへは地域への愛着と誇りを根づかせ、大人たちへは地域のよさを再認識する機会とします。

また、子供を中心に地域住民が集まる場を提供することで、世代間交流を促進し、地域活動の活性化を図り、豊かな地域コミュニティの構築につなげることで、持続可能な地域社会づくりを目指してまいります。

第5に、「芸術文化の振興と文化遺産の次世代への継承」についてです。

「人材の育成」、「文化活動の振興」、「文化財の保護」を取組の柱に、以下の3点について重点施策として取り組んでまいります。

第1点目は、「地域の文化や遺産の価値を学び、伝えていく人材の育成」です。

地域の文化や文化財に親しんで、大切に護り伝える心を育むために、わくわく平泉学スクール、地域学習、郷土芸能体験講座、幼稚園・保育所の園児による謡の取組や、文化財愛護少年団の活動支援を行ってまいります。

世界遺産の価値や理念の普及、後世に継いでいく意識醸成、さらに拡張登録を目指す機運醸成を推進するために、ときめき世界遺産塾や平泉世界遺産の日の記念事業への取組を進めてまいります。

第2点目は、「多様な文化活動の振興と地域力の向上」です。

郷土への愛着と誇りを持ち、心豊かな地域社会を実現するために、文化芸術に接する機会の充実や文化活動の活性化を図ってまいります。文化活動に取り組める環境と享受できる機会の提供、そして後継者の育成の支援をしていくために、平泉町芸術文化協会への活動支援、芸術文化祭・神楽鑑賞会等の開催に取り組んでまいります。

第3点目は、「文化財の調査研究の推進と適切な保護・活用」です。

無量光院跡の整備につきましては、本堂跡と北小島の間には橋の復元整備を、旧観自在王院庭園につきましては、車宿や道路遺構の内容確認調査を実施し、復元整備に向けた準備を行ってまいります。

埋蔵文化財の保護につきましては、社会教育施設の建設をはじめとする開発事業との調整を図りながら必要な調査を実施し、遺跡の保護に努めてまいります。

また、発掘調査の成果につきましては、現地説明会や調査報告会を開催するとともに、広報等に掲載して公開に努めてまいります。

毛越寺保存修理、中尊寺金色堂防災対策及び達谷西光寺所有の木造不動明王座像保存修理につきましては、事業主体である所有者との連携を図り、必要な支援を行ってまいります。

未指定の文化財につきましては、現地調査や専門家の指導を継続的に行い、価値の掘り起こしを図ってまいります。

令和3年10月に平泉町を会場に予定されている第56回全国史跡整備市町村協議会大会につきましては、県内各自治体と協力しながら、開催に向けた準備を行ってまいります。

以上、基本的な考え方と施策の大要について申し上げましたが、町民の負託に応えられるよう努力してまいりますので、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

令和2年3月5日、平泉町教育委員会教育長、岩渕実。

議長（佐藤孝悟君）

これで令和2年度教育行政方針演述を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

日程第5、議案第1号から日程第20、議案第16号まで、条例案件7件、事件案件2件、補正予算案件7件、以上合計16件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、条例案件 7 件、事件案件 2 件、補正予算案件 7 件、合計 16 案件につきまして説明をさせていただきます。

議案書 1 ページをお開き願います。

議案第 1 号、平泉町監査委員に関する条例の一部を改正する条例でございます。

1 ページの裏をお開き願います。

提案理由でございますが、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、議案書の 2 ページをお開きください。

議案第 2 号、平泉町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、議案書の 3 ページをお開きください。

議案第 3 号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行による労働基準法の改正を踏まえ、職員の長時間労働の是正及び健康管理の観点から、平泉町規則において時間外勤務命令を行うことができる時間の上限を定めるため、所要の整備を図ろうとするものでございます。しようとするものでございます。

次に、議案書の 4 ページをお開きください。

議案第 4 号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、国家公務員及び県内市町村の特別職の給与に関する取扱いの状況を踏まえた期末手当の支給率の調整を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、議案書の 5 ページをお開きください。

議案第 5 号、平泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、議案書の 6 ページをお開きください。

議案第 6 号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

議案書の 8 ページをお開きください。

提案理由でございますが、道路法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、議案書の9ページをお開きください。

議案第7号、平泉町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、議案書の10ページをお開きください。

議案第8号、財産の処分に関し議決を求めることについてでございます。

次のとおり財産を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

処分する目的、平泉高田前工業団地工場用地の売却。

処分する財産、財産の所在地及び数量、平泉町平泉字宿119番10、山林4,994平方メートル、平泉町平泉字宿119番18、山林774平方メートル、平泉町平泉字宿126番4、山林495平方メートル、平泉町平泉字宿126番8、山林19平方メートル、平泉町平泉字宿144番、原野7.33平方メートル、平泉町平泉字宿145番、原野111平方メートル、平泉町平泉字大平10番5、山林4,521平方メートル、平泉町平泉字大平10番8、山林552平方メートル、8筆合計地籍1万1,473.33平方メートル。

処分予定価格、8,205万8,000円。

契約の相手方、住所、岩手県一関市東台14番地34、氏名、株式会社長島製作所、代表取締役社長、新宮由紀子。

処分の方法は売払いでございます。

次に、議案書の11ページをお開きください。

議案第9号、平泉町指定金融機関の指定の変更についてでございます。

平泉町の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせるため指定する金融機関を次のとおり変更することに関し、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

指定金融機関、変更前、いわて平泉農業協同組合、変更後、株式会社岩手銀行。

指定年月日、令和2年4月1日。

提案理由でございますが、現在の指定金融機関であるいわて平泉農業協同組合の指定期間が令和2年3月31日をもって終了することに伴い、新たに金融機関を指定し、公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせようとするものでございます。

次に、12ページをお開きください。

議案第10号、令和元年度平泉町一般会計補正予算（第6号）でございます。

令和元年度平泉町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,704万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億9,271万円としようとするものでございます。

次に、35ページをお開きください。

議案第11号、令和元年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和元年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,801万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,917万8,000円としようとするものでございます。

次に、40ページをお開きください。

議案第12号、令和元年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和元年度平泉町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,532万1,000円としようとするものでございます。

次に、42ページをお開きください。

議案第13号、令和元年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和元年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ242万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,730万円としようとするものでございます。

次に、45ページをお開きください。

議案第14号、令和元年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和元年度平泉町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ819万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,184万3,000円としようとするものでございます。

次に、48ページをお開きください。

議案第15号、令和元年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和元年度平泉町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,329万4,000円としようとするものでございます。

次に、50ページをお開きください。

議案第16号、令和元年度平泉町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、令和元年度平泉町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和元年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額で説明をさせていただきます。

収入、第1款水道事業収益401万円、第2款簡易水道事業収益260万円。

支出、第1款水道事業費用524万8,000円、第2款簡易水道事業費用71万6,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,522万7,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,690万2,000円、建設改良積立金1,000万円、引継現金2,381万9,000円、過年度分損益勘定留保資金6,450万6,000円で補填するものとする。）に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業資本的収入363万7,000円の減。

次に、裏面をお開きください。

第2款、簡易水道事業資本的収入25万6,000円の減。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第1号から議案第16号まで、ただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第16号まで、条例案件7件、事件案件2件、補正予算案件7件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第21、発議第1号、平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

5番、真竈光幸であります。

発議第1号。

平泉町議会議長、佐藤孝悟様。

提出者、平泉町議会議員、真竈光幸。

賛成者、高橋拓生、升沢博子、千葉勝男、寺崎敏子。

平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

提出の理由でございますが、国の特別職の例や県内町村議会の支給状況に鑑み、議員の期末手当の改定を行おうとするものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで提出者の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま提出のありました発議第1号につきましては、最終日の本会議で質疑、討論を行い議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号につきましては、最終日の本会議で議決することに決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第22、議案第17号から日程第28、議案第23号まで、令和2年度一般会計予算及び特別会計予算並びに下水道事業会計予算、水道事業会計予算、合計7件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

令和2年度各会計当初予算案件7件につきまして、説明をさせていただきます。

令和2年度平泉町一般会計、特別会計、下水道事業会計、水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

議案第17号、令和2年度平泉町一般会計予算でございます。

令和2年度平泉町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50億4,200万円と定めようとするものでございます。

次に、151ページをお開きください。

議案第18号、令和2年度平泉町国民健康保険特別会計予算でございます。

令和2年度平泉町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億5,140万円と定めようとするものでございます。

次に、175ページをお開きください。

議案第19号、令和2年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

令和2年度平泉町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,880万円と定めようとするものでございます。

次に、185ページをお開きください。

議案第20号、令和2年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算でございます。

令和2年度平泉町の健康福祉交流館特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,590万円と定めようとするものでございます。

次に、195ページをお開きください。

議案第21号、令和2年度平泉町町営駐車場特別会計予算でございます。

令和2年度平泉町の町営駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,650万円と定めようとするものでございます。

次に、213ページをお開きください。

議案第22号、令和2年度平泉町下水道事業会計予算でございます。

第1条、令和2年度平泉町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、汚水処理戸数1,165戸。

第2号、年間総処理水量38万500立方メートル。

第3号、一日平均処理水量1,042立方メートル。

第4号、主要な建設改良事業として、ア、管渠建設費6,038万1,000円、イ、流域下水道施設建設負担金711万円。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入といたしまして、第1款下水道事業収益3億287万2,000円。

支出といたしまして、第1款下水道事業費用3億277万9,000円。

214ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,306万6,000、もとい9,306万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金9,306万4,000円で補填するものとする。）

収入といたしまして、第1款下水道事業資本的収入1億7,055万9,000円。

支出といたしまして、第1款下水道事業資本的支出2億6,362万3,000円。

第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払い金の金額は、574万5,000円及び360万7,000円と定めようとするものでございます。

次に、249ページをお開きください。

議案第23号、令和2年度平泉町水道事業会計予算でございます。

第1条、令和2年度平泉町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、給水戸数3,036戸。

第2号、年間総給水量96万9,000立方メートル。

第3号、一日平均給水量2,655立方メートル。

第4号、主要な建設改良事業として、ア、一般改良事業費2億7,253万1,000円、イ、設備改良事業費898万7,000円。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入といたしましては、第1款水道事業収益1億7,606万5,000円、第2款簡易水道事業収益1億1,492万円。

250ページをお開きください。

支出といたしまして、第1款水道事業費用1億6,589万6,000円、第2款簡易水道事業費用1億1,328万5,000円。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,337万1,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,031万4,000円、建設改良積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金8,305万7,000円で補填するものとする。）

収入といたしまして、第1款水道事業資本的収入1億5,358万円、第2款簡易水道事業資本的収入1億1,149万1,000円。

251ページをお開きください。

支出といたしまして、第1款水道事業資本的支出2億2,475万円、第2款簡易水道事業資本的支出1億5,369万2,000円と定めようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案については、先例によって、議長を除いた全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号から議案第23号までの予算案件合計7件については、議長を除いた全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩いたします。1時まで休憩をいたします。

休憩 午前 1 時 5 8 分

再開 午後 1 時 0 0 分

議長（佐藤孝悟君）

それでは再開をいたします。

日程第29、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

第1回目の答弁は登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告1番、寺崎敏子議員、登壇、質問願います。

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

質問の前にでございますが、毎日拡大する新型コロナウイルスの感染症の対策につきましては、気の抜けない状況であります。町民の感染を防ぐために健康を守るために職員一丸となって対応、大変ありがとうございます。日々状況が変わる中、児童生徒はもちろんのこと、高齢者、乳幼児を持つ家庭等へのきめ細かな指導、相談等を肅々とよろしくお願ひしたいものだというふうに思っております。

では、さて、ここで一般質問に移っていきたいと思います。

通告1番、寺崎敏子でございます。

さきに通告しておりました、子ども・子育て支援新制度について、町長、教育長にお伺ひいたします。

1番、子ども・子育て支援新制度について。

核家族化の進展・地域のつながりの希薄化や共働き家庭の増加、兄弟姉妹の減少など、子育て家庭や子供を育てる環境が大きく変化している昨今、子育て家庭の置かれている状況や地域の実情を踏まえた子育て支援を強化する必要があります。親の就労状況などに応じた多様かつ質の高い支援を実現するため、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的な推進計画の策定に取り組むべきと考える。

そこで、次の4点について、町長と教育長に伺ひます。

（1）番、就学前の子供に幼児教育・保育を提供する「子ども・子育て支援新制度」の取組の見通しはどう思うか。

（2）番、地域子ども・子育て支援事業の状況と効果、また課題について伺ひます。

3番、子育て世代包括支援センター設置への推進計画について伺ひます。

4番、今までの子育て支援について、乳幼児から支援を検証し、地域のニーズに合わせた切れ目のない総合的な支援計画策定の必要性が、町としての大きな課題と考える。その策定計画の取組方の考え方を伺ひたいと思います。

以上、4点の件について、ご答弁よろしくお願いたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

寺崎敏子議員からのご質問にお答えをいたします。

最初の子ども・子育て支援新制度についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、就学前の子供に幼児教育・保育を提供する子ども・子育て支援新制度の取組の見通しはどうか伺うについてのご質問にお答えをいたします。

現在、社会的な課題となっている少子化、子育て家庭の孤立化、待機児童などに対応するため、国や地域を挙げて子供や子育て家庭を支援する新しい環境を整えることが求められております。こうした流れを受けて平成24年度に成立した子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から施行されております。

本町におきましても、子ども・子育て支援新制度の施行に伴いまして、子供の健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間として、平泉町子ども・子育て支援事業計画を策定したところであります。

質問のありました就学前の子供に幼児教育・保育を提供する子ども・子育て支援新制度の取組の見通しにつきましては、平泉町子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育事業の充実の具体的対策として、認定こども園の移行について計画期間の5年間検討を重ねてまいりましたが、結果として認定こども園への移行の結論までは至っておりません。

本年度10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴いまして、子育てのための施設等利用給付が新設されたことにより、保育所を希望された児童が利用調整の結果、待機となった場合において、幼稚園に入園していただくことで預かり保育を利用することができ、従来の保育所と同様の保育を受けることが可能となりました。令和2年度以降につきましては、子育てのための施設等利用給付を活用することで、保育所は定数の見直しを図りながら定員内の入所者数を予定し、幼稚園につきましては預かり保育を充実させ、今まで同様の保育サービスの充実を図ってまいります。

次に、地域子ども・子育て支援事業の現状と効果、また課題について伺うについてのご質問にお答えをいたします。

地域子ども・子育て支援事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間として、平泉町子ども・子育て支援事業計画を策定しております。事業計画では、「子どもを生み育てるまち」「笑顔で子どもを育むまち」「みんなが子どもをつつむまち」という3つの基本目標を掲げており、それぞれの3つの基本目標の具体的な施策について、担当部署ごとにおいて事業実施してきたところであります。

主な支援事業として、国の交付事業対象13事業のうち、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業の6事業を実施しているところです。

現状と効果につきましては、長島地区にたばしね児童クラブが開設され、放課後児童健全育成事業により支援を行うなど放課後児童の居場所づくりに取り組んでまいりました。また、地域子育て支援拠点事業により平泉町福祉活動センター「アピュイ」の運営に対する助成をし、毎月の行事や施設開放を行い、子育て支援員が日頃の子育てに関する悩みを聞くことにより、地域の子育てを応援する施設として役割を果たしております。

課題につきましては、子供に関する相談は保健、福祉、教育と多岐にわたることから、子育ての悩みを気軽に相談できるようにするため、各機関の事業の周知をさらに図り、妊娠から出産、子育ての各段階に応じた相談支援の充実が今後の課題となっております。

次に、子育て世代包括支援センター設置への推進計画について何うについてのご質問にお答えをいたします。

子育て世代包括支援センターにつきましては、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的に、令和2年度末までに市町村が設置するよう努めなければならないこととされております。

支援センターの業務につきましては、妊産婦、乳幼児等の実情を把握すること、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと、支援プランを策定すること、保健医療または福祉の関係機関との連絡調整を行うことが国のガイドラインとして示されております。

今後の具体的な取組といたしまして、保健師、助産師、看護師等の専門職の人材確保や実施体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、今までの子育て支援について、乳幼児期からの支援を検証し、地域のニーズに合わせた切れ目のない総合的な支援計画策定の必要性が、町としての大きな課題と考える。その策定計画の取組方の考え方を何うについてのご質問にお答えをいたします。

本町では、平成27年3月に平泉町子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画的に事業を実施してきました。この計画が令和元年度で終了するため、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定のため、子育て支援に関する現状と今後の利用規模を把握するため、就学前児童の世帯と小学生のいる世帯からそれぞれアンケート調査を行っており、その調査結果を基に関係部署と協議の上、事業計画を策定中でございます。

私からは以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

それでは、私からは質問の（1）と（4）のご質問にお答えさせていただきます。

はじめに、（1）の就学前の子供に幼児教育・保育を提供する子ども・子育て支援新制度の取組の見通しはどうかというご質問でございますが、子ども・子育て支援新制度については、町内の現状について、まずお話をさせていただきますが、町立幼稚園の状況でございますけれども、今年度、年少は8名、年中は10名、年長は20名の計38名が在籍しております。来年度の見通しと

して、年少12名、年中9名、年長11名の合計32名が1号の教育認定を受け、幼稚園を利用する見込みとなっております。また、町立幼稚園では保護者のニーズに合わせ、降園後の預かり保育などの幼児教育の場を提供しています。令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、預かり保育についても月額1万1,300円を上限に無償化されたことから、より多くの方のニーズに応えられるよう教育委員会において預かり保育の内容の充実を図っているところであります。

令和2年4月から預かり保育の実施日に土曜日を増やすとともに、年末年始を除く長期休業中も預かり保育を行うこととしたいと思っております。また、実施時間についても現状の午後5時半から午後7時へと時間を延ばすこととなりました。これにより、共働き世帯の保護者の方の多様なニーズに応えられるものと考えております。

次に、(4)の今までの子育て支援について、乳幼児期からの支援を検証し、地域のニーズに合わせた切れ目のない総合的な支援計画策定の必要性が、町としての大きな課題と考える。その策定計画の取組方の考えを伺うというご質問にお答えいたします。

本年度、平泉町総合教育会議において、「就学前からの教育について」をテーマとして、就学前の家庭環境、子育て等に対する相談支援について協議してきたところであります。協議の中で、既存の体制では関係機関は多いが、個別の対応となっていることや、必要な支援が必ずしも切れ目なく提供し切れていないなどの意見がありました。これらの実情を踏まえ、来年度設置予定の子育て世代包括支援センターが調整役となり、実務者の協議の場として連絡調整会議等により、情報共有を図り、具体的な案件に関し、各機関の支援内容を相互理解し、連携を強化し必要な支援を図ってまいります。また、児童の養育、心身の発達等、就学前の児童や家庭に関する電話、面接、家庭訪問等による個別の対応できる体制づくりに向けて、家庭相談員の養成及び配置について検討してまいります。

なお、就学前に基本的な生活習慣等を身につけていただけるよう、保護者へのアドバイスや子供たちの生活習慣を身につけさせるための年中児教室の開催等について、関係機関と検討してまいります。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

一応、通告しておいたところに対してのご答弁を頂きました。

それでは、順次に再質問をさせていただきます。

実際、平成27年度から令和元年までの5年間を計画期間として、平泉町の子育て支援事業計画を策定したというところでありますが、本年度は新しくということで見直し等があるかと思いますが、その見直し等については、ご答弁の中ではアンケートの結果を見ながらとか、協議をしますとかという、とても抽象的なご答弁でございましたけれども、もうちょっと踏み込んだご答弁を頂きたいなということで、策定をするに当たって今あるのを見直ししながらするのか、まるっきり別にそのアンケートの結果の中で実態を踏まえて協議をしていくのかというようなところも

少し踏み込んだところをお知らせください。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

子育て支援事業計画の2期目の策定の仕方ということでございますが、答弁でもありましたとおり、就学前と小学生のそれぞれの世帯からアンケートを頂いておまして、アンケートの中でも、従来1期目の事業計画の中ではちょっとアンケートをもらった中で網羅できていないものがありますので、基本的には1期目の事業計画を基にしながら、そのアンケートの意見等を取り入れながら、第2期の事業計画を策定していきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

そうしますと、1期目の計画と2期目に持っていくので、大きく変わろうとするようなところの観点はつかんでおりますか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

今そのアンケート調査の分を中身を見ながら分析しているところでありまして、大きく変わる場所はございませんが、細部にわたりまして、その辺を検討して、その辺につきましてはやっぱり保護者の方のアンケート、その思いがちゃんとその事業計画に乗るような形で策定をしてまいりたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

5年前と昔は一昔十年と言いましたけれども、今は本当に昔というところと3年も過ぎるとかなり前のことになってしまいます。それで現状は物すごく変わっております。以前は独り親家庭もなかったりというようなところがありましたけれども、そういう独り親とかやっぱりその辺のところの計画などは網羅できるのかどうかお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

議員お話ししたとおり、やはり5年前の事業計画策定したときとまるっきり情勢が変わっておりますので、その辺も踏まえながら、新しい2期目の事業計画を策定していきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

1 1 番（寺崎敏子君）

これを審議するときにはどのような手順でこの策定計画を進んでいくのか、ちょっとお知らせください。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

この事業計画を策定して、本年度中にですが、平泉町子ども・子育て会議がありますので、その場でその案を提案して、承認を頂いて、事業計画を決定するという形になっております。

議 長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

1 1 番（寺崎敏子君）

今年度で終わりということは、今年度中に策定して、来年度からには早速使うと。それを計画として策定したものを活用して、子育て支援を行うというわけですね。確認です。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

議員お話ししたとおり、第2期目の分につきましては、令和2年度からその事業計画に基づいて事業を進めていくということになりますので、3月下旬にこの子育て会議を開いて、委員の方から承認をもらうという形で進めてまいりたいと思っております。

議 長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

1 1 番（寺崎敏子君）

それでは、その中に大分以前から計画期間の中に認定こども園をとということを私たち議員はずっと言い続けてきたわけでございますけれども、ご答弁の中では計画期間の5年間の検討を重ねてまいりましたと。結果として認定こども園の移行の結論までは至っておりませんということで、5年間検討して、それが結論ができなかったということは、その5年間の検証はなぜ結論が出なかったのか、なぜ移行できない理由があるのか、そこをお尋ねします。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

認定こども園まで至らなかった、移行までになぜ至らなかったかということでございますが、いろいろと今、平泉幼稚園と平泉保育所につきましては、二葉きらり園ということで幼保一体型の形で運営しておりましたので、認定こども園と同じような形で運営されているということもありましたので、なかなかその認定こども園まではいかなくても、認定こども園まで移行しなくても、今の現状のままでも十分やっていけるということがありましたので、その認定こども園までには至らなかったということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

その理由にはならないような気がするのですけれども。では、一体的になっていたら、むしろ認定こども園がやりやすかったのではないかなというふうに私たちは、私もこのテーマについてはずっと持ち続けてきました、10年間。そこをそのそういうことを地域社会が変わってきているために、国では平成27年からこの新制度を使って、その認定こども園というものを子供たち、今の社会に合わせたそういう制度をしますので、どうぞこういうところを市町村で考えてくださいということ saying きていたわけなので、今のご答弁は非常に国、市町村での取組状況についてのことについての理由にはならないような気がするのですけれども、もう一度的確なご答弁お願いします。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

先ほど申し上げました、先ほどと同じような答弁になるかと思いますが、二葉きりり園、幼稚園と保育所が一体となった形で、行事もPTAも一緒だということもありますので、幼稚園児と保育園児もそのきりり園の中で一体となった活動をしておりましたことでもありますし、後は幼稚園児、園児同士が交流も同じ施設の中で交流もあったということもありましたので、認定こども園と類似した形で運営しているということの判断の下で、なかなか認定こども園までには至らなかったということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

意地悪しているわけではないのですけれども、本当にそうであれば、本当に冒頭に私が以前、何年前にも話ししてきたことも一体化ということで、よその市町村よりもいち早くこの県南地区ではいち早く一体化をしたということで、そこに至るまでの財政的なことや、職員等のこともあったのかというふうなことも感じてはおりますけれども、この幼保連携型、要するに課長が今答弁していることについては、幼保連携型になりますね。認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度の改善を実施してみてもどうだということ、国では制度として出しているわけですよ。それを一本化にしてあるから何とも今の状況でいいのだというふうなことでは、ちょっとやっぱりもう少しできなかった理由というのは、ちょっと私には納得しないところがあるのですが、そこについては今後考えていく予定があるのか、ないのか。今の時点では結論までは至っていないということだけれども、今後どのようなことをこのことについて施策として盛り込んでいくのか、そこをどういうことなのかということをやっと方向性見せてください。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

先ほど町長の答弁でもありましたが、今年度の10月から幼児教育・保育の無償化の実施に伴いまして、子育てのための施設等利用給付が新設されたことと伴いまして、保育所を待機になった児童が幼稚園のほうに幼稚園児として入っていただきまして、預かり保育を利用していただくことで今までと全く変わらない、保育所にいたときと変わらない保育を受けられるということでございますので、それらを今後運用していきたいと思っておりますので、認定こども園につきましては今のところは考えず、今の制度を使った形で運用していきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

そうなりますと、幼稚園は3歳からだということで、それから保育所の場合は零歳からということなので、そうすると、この答弁されているその給付のところ、幼稚園は預かり保育を充実させて今まで同様だということなのですが、何ら認定こども園の認定で移行しても一向に変わらないのではないかと思います。なぜそこで変えない理由は何なのでしょう。これでやれるからいいのだということではなくて、やっぱり国でそういうふうに進めているから、それ絶対しなければならないというものではないと思いますけれども、義務づけでないということになると、努力義務だからいいのだというふうなところで、常に答弁されるのですが、認定こども園の計画については、一体化もなっているのだからできるのではないかと感じております。保育所の取扱いと幼稚園の取扱いというようなところで、今後の見解はどういうふうになっているのか、いや、町長から直接からお伺いしたいと思っておりますので、町長の見解を伺いたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

今ご答弁していただいたように、従来も今までの中に認定こども園についてはどうかという議論も当然させていただいた経過がありますし、そんな中で待機児童とか預かりとかそういった部分にやっぱり課題を従来抱えていた中で、管内でも先ほど議員の質問の中にもありましたように、いずれ幼稚園と保育所を一体として、愛称で二葉きらり園と言わせていただいておりますが、この中でまずは一緒にやれるところからやっというふうなことで、今まで保育所・幼稚園内でいろいろ事業の中で取り組んできたことは議員ご承知のとおりであります。

そういった中で認定こども園についてということに課題になったとき、国ではそういう方向でという、国ではお話ししておりますが、もちろん国で言うことも大事ですけれども、今そこに預かって、またそこを利用されている子供さんたち、そして保護者の方々、そしてそこで勤務していただいているの方々、やはりそういった連携がやっぱりきちとなければ、今度は認定こども園にするんだよということだけにはならないと思うし、そういった中で今まで従来やってきたことを大分そういう意味では連携がしっかりできてきているなという、そういう状況にあったという

ふうに思っております。

そういった中で昨年の10月から新たに保育料の見直し等々とありまして、そういったことも踏まえていきますと、今新たになぜそうなっているのに、議員は認定こども園にしないのかという議論ですが、あえて今そういったこともクリアしてくるのであれば、来ていただいているのであれば、あえて認定こども園に認定する、替える、まだ必要性もそういった意味ではもう少し検討が必要でないかと。むしろ今の現状をさらに内容を濃くしながら、それをきちっと精査しながらやっていこうという方向であることをお話を申し上げたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

今の現状で何とかやっていって、また連携を強くということですが、その連携のところに、では話をちょっと質問を移していきたいと思います。

それでは、地域子ども・子育て支援事業というところで、主な事業として国の交付事業を対象に13事業があるわけですが、その中で当町は6事業を実施しているというところで、まず放課後児童健全育成事業、これは学童クラブだと思います。それから乳幼児家庭全戸訪問事業というのは、民生委員さんと保健師さんですか、保健師さんが各家庭に通称赤ちゃん訪問と言われているのではないかなということで、これは理解しております。それから養育支援訪問事業ということがちょっと私、ここどういふ訪問の仕方しているのか分からないので、ご答弁と。あと、これは地域子育て支援拠点事業というのは、社会福祉協議会のあの「アピユイ」のことなので、これは後でまた質問したいと思います。一時預かり事業というのは、これはどのぐらいの成果が出ているのかということで、養育支援訪問事業、病児保育事業、これちょっと私も認識していなかったのですが、一時預かり事業はどのぐらいの成果が出ているのか、この3点お願いします。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

平泉町子ども・子育て支援事業計画の6事業のうちの養育支援訪問事業の内容でございますが、これにつきましては、養育支援が特に必要な家庭に対しまして、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するという事業でございます。家庭訪問をするということです。

あと、一時預かり事業につきましては、幼稚園型と保育型というのがありまして、これにつきましては、幼稚園型のほうは幼稚園における通常の教育時間の前後や長期休業期間中などにおいて、保護者の要請に応じて預かり保育を実施する事業でございます。保育所型につきましては、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援センター、その他の場所で一時的な、平泉の場合は保育所です、に一時的に預け、必要な保護を行う事業でございます。保育所型につきまし

ては、これ平成30年度の実績でございますが、平泉保育所につきましては6名、長島保育所につきましては12名、後は平泉幼稚園につきましては411名の利用実績がございます。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎議員。

11番（寺崎敏子君）

ご答弁の中に、その6つの事業の中に病児保育事業というふうなのを答弁されているので、この病児保育事業というのちょっと認識なかったのですが、どういうふうなところで実績はあるのかどうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

病児・病後児保育事業の内容でございますが、病児・病後児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業でございます。当町におきましては、病児幼児の子供がいた場合、親が来るまでその間、看護師が預かっているという事業でございます。実際に体調不良児対応型ということで保育所にいる児童が微熱を出すなど体調不良児となった場合に保護者が迎えに来るまでの間、看護師等が一時的に対応する事業でございます。実績につきましては、ここに資料がございませんので、実績につきましては……

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

ということは、特別に事業を持っているのではなくて、その園や施設でその子供が熱を出たときに一時的にやっていることで、この事業は国の交付金事業とか、そういうものではないわけですね。今の説明だと、そのようにしか受け取らないのですが。もうこっちに答弁にしたことについては全てその経費がかかった事業というふうに理解しているのですが、今の話だと、一応基本的なことをこうだけれども、当町ではというところなのですが、ちょっとそこ説明ください。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

今の事業全てにおきまして人件費につきましては、国と県から3分の1ずつ補助金を頂いている事業でございます。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

病児保育のことについては、やっぱりこれも予算もらっているのですか。ちょっとそこら辺についてはちょっと理解しにくいのですが、そうすると、私の感覚だと、どこか病児保育を預かる場所があって、そこに委託料みたいな拠点事業として持って行って、そこでちょっと取りあえ

ず預かってとか、あと、休みのときとか、そういうふうにする事業だと思っていたのですが、そうではなくて園舎の中で、そうすると、その人件費というのはどういう人件費に関わるわけですか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

先ほどもお話ししたとおり、園舎の中に臨時の看護師さんを雇用いたしまして、そういったお子さんが出た場合はその方が看護していただきます。その人件費につきましては、先ほど言ったとおり、国と県からそれぞれ補助金を頂いているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

そうすると、急に熱出たときに急に看護師さんが手配できるのですか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

保育所の中にその看護師さんを臨時で雇用しているということでございます、通年。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

やっと分かりました。

それでは、その後の地域子育て支援拠点事業ということで、福祉センター「アピュイ」の運営に対する助成金を行っているという、これもかなり大きくて、町民から人気のあるひろば型ではないのかなというふうに思っておりますが、当局ではこのひろば型のセンター開放について、どのような見解をお持ちでございませうか。

議長（佐藤孝悟君）

暫時休憩します。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時41分

議長（佐藤孝悟君）

再開します。

もう一度、質問願います。

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

「アピュイ」の運営についての助成金を当町から出しているし、このひろば型の子育て支援の拠点は非常に人気があって行事もあって、結構な親子連れが来ていて、むしろ口コミで一関や奥州市のほうからも来ているというくらいの評判があるようなのですが、そのことについて、当局ではどのような、お金を払ってあげればいいのかと、何とかうまくやってもらえればいいんだではないと思いますので、こういうひろば型をどのような考えを持って、そして支援をしているかと、その見解はどうかということを知りたいのです。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

議員おっしゃるとおり、ただ補助金を出しただけではやはりうまくないので、そういったその中で働いている方とか、あと、実際は社会福祉協議会が運営してございますので、その方々、後は社会福祉協議会と話し合いながら連携を取りながら、今後、令和2年度以降も運営に携わっていきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

いろいろと今日は質問の中に入れるつもりでもなかったのですが、実は社会福祉協議会の「アピュイ」の拠点場所のところでもいろいろと当局との意見の食い違いがあったりしたのですので、利用している人たちは、ここなくなるのかということも言われた経緯があります。それで、せっかくここまで、ここいいところなんだけれども、ここが何か撤去されるような話聞いたんだけど、この辺のところは私たちやっぱりこういう開放型のところって、いつ来てもいいし、いつ何時でもこうやっていられるって、とてもありがたい施設なのですよねということを知られたので、どうもその辺のところは継続的に拠点場所を提供して支援をしてもらえるかどうかということの見解聞きたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

「アピュイ」の開設につきましては、令和2年度以降も委託して、やっぱり子育て支援のやはり大切な拠点でございますので、今後も継続して委託して運営していただけたらと考えてございます。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

それで、最後のほうです。

各機関の事業の周知を図りながら、妊娠や出産、子育ての各段階に応じた相談支援の充実が今後の課題となっておりますという答弁を頂きました。この課題としては、非常に後半のほうに

私も話していきたいのですが、子育て支援活動、子育て援助活動支援事業というのも取組はいかなものでしょうかねと。その取組の内容としましては、ファミリーサポートセンター、それから、そういうところをセンター事業の考え方と、この子育て援助活動支援事業を次の計画の中に取り入れて検討してもらえないかどうかということも含めて、まだ検討していないのであれば今後の検討ということなんでしょうか。ぜひともこの辺のところは私たち、私もずっと含めて一関とおんぶにだっこしている状況でございますので、その辺もう少しちょっと平泉で独立した形で何とか社会福祉協議会といい関係をつくって、その活動拠点場所を充実してほしいという願いがあるのですけれども、その辺の考え方をお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

ファミリーサポートセンターにつきましては、議員ご承知のとおり、今、一関の社会福祉協議会に委託して運営して運用させていただいているところでございますが、平泉町からの利用者がなかなか行かないというのがやはり一番のネックとなっております。それをもちまして、平泉のほうで、ではそのファミリーサポートセンターを運営したらどうかというお話でございますが、なかなかその利用人数も少ないということございまして、委託するとすれば平泉の社協になるのかなと思っておりますが、そこまではちょっと今考えておりません。今考えておりますのは、いかに一関の社協のほうのファミリーサポートのほうに、いかにしてそちらのほうに行って利用していただけるかということを考えて、それから利用者数が増えた段階で平泉町単独で受け入れるファミリーサポートセンターを設置してもいいのかなということで考えてございます。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

ちょっとその答弁についてはちょっと反論したいところでございます。議会のところで、総務教民でも一関の社協に行って、ファミリーサポート事業の実態を聞いてきました。そうしたら、平泉で預かってほしいという人が9人いると。受けてくれる人が2人、1名だと。だから、一関だけでは到底難しいので大変なので、平泉でも設置して、そちらのほうで十分に事業を展開してもらいたいのですがということも言われてきている経緯もありますので、やっぱりこれは一関に頼るのではなくて、ある程度子育て支援事業を充実するためにも、この辺のところは必要ではないかというふうに思いますが、もう一度お願いします。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

私もその研修には同行させていただきまして、実情も分かっておりますし、やはり平泉町単独でそういったファミリーサポートセンターを設置できるのであれば、それにこしたことはございませんので、今後検討させていただきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

それでは、次の質問に持っていきたいと思います。

子育て世代包括支援センター設置への推進計画にというところでございます。

この事業、やっとうこういうふうになったということなのですが、これは国では平成27年度、平成29年度にこれを設置するようという指導がされてあって、今になって今年度にやらなきゃいけないというので、非常に厳しい状況で計画を立てていかなきゃいけないのではないかとというふうに切れ目のないことということになってはいますが、切れ目はありっ放しなので、私は再度何回も質問しているわけですが、ここのセンターの設置についてですが、かなり資格を持った人の事業のようなのです。そこでどのぐらいまで進捗されているのか、ちょっとそこを尋ねていきたいし、母子保健法の法定化されて、ちゃんと位置づけられているはずなので、もう少し早く取り組まれなかったのかということも1つと、今の進捗状況をお尋ねいたします。

議長（佐藤孝悟君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

子育て世代包括支援センターにつきましては、平成27年度からモデル事業等を実施してまいりまして、令和2年度までに全国の市町村で展開をしていくというような流れでありました。当町におきましても、日頃の業務の母子保健事業等の中で妊産婦、乳児、幼児等につきましては、実情等を把握しながら個別的に継続的に支援をしてまいったところでございます。その中で近年やはり子育てに不安をお持ちのお母様方が増えてきたということと、それからやはり継続的に長期にわたって支援が必要な家庭があるというところで、この子育て世代包括支援センターを設置いたしまして、一元的に相談ができるような体制を取っていくことが必要だということで、遅くはなりませんでしたけれども、令和2年度中に設置をしていきたいというふうな考えであります。

進捗状況でございますけれども、令和元年10月から母子保健コーディネーターということで、保健師の資格のある方を臨時的に雇用いたしまして、その設置に向けて準備をしてきているところでございましたが、実はその母子保健コーディネーターにつきましては、諸事情によりまして現在不在となっております。ただし、そのセンターの設置準備に滞りのないよう早い時期に人材を確保し、その子育て世代包括支援センターの設置に向けて進めていきたいというふうに思っております。

それから、具体的な業務のところでございますけれども、先ほども申し上げましたが、日頃からの母子保健事業の中で妊産婦・乳児の実情の把握に努めてまいっております。

それから、妊産婦ですとか保護者の方の課題、子育ての悩み、そういうところを把握いたしながら支援ニーズに的確に対応していくための支援プランを立てていくわけなのですが、その支援プランの様式等について検討を重ねているという状況でございます。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

1 1 番（寺崎敏子君）

そうなりますと、今、保健センターの所長がそのことについてお話ししたということは、この包括支援センターというのは保健センターに設置されるということになるわけですね。そうすると、そこに町民福祉課とか教育委員会とか現場の教員とか等々の配置は、きっちりした配置は難しいでしょうけれども、兼務したような形も入ってそういうところで協議をするようになりますか。

議 長（佐藤孝悟君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

子育て世代包括支援センターの設置につきましては、保健センターのほうに設置をする予定としてございます。この子育て世代包括支援センターにつきましては、先ほど町民福祉課長が申し上げましたが、平泉町子ども・子育て支援事業計画の次期、令和2年度からのこの計画の中に位置づけまして、その計画に沿って事業を進めてまいりたいと考えております。関係機関、町民福祉課ですとか教育委員会等と一緒に、この調整会議等を開催しながら、この子育て世代包括支援センターを動かしていければというふうには考えております。

議 長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

1 1 番（寺崎敏子君）

ありがとうございます。

それでは、教育委員会のほうに質問移っていきたいと思います。

4番目の今までの子育て支援の乳幼児からの検証でというところで、実は1月23日、総合教育会議の中でずっと今までも会議のやった中で、その総合教育会議の中で3つの柱がありました。その3つの中で、1つは子育て世代包括支援センターの設置だと。それから家庭相談員の必要性があるだろうと。その中の話の中では、ファミリーサポート事業とかヘルパーさんとかサポーターとかというふうなところで養成を図っていききたいと。それから3番目については、基本的な生活習慣で年中児教室ということで、就学前の子供たちに教育委員会と保健センターと現場等々で子供たちのその発達だったり、しつけの不足だったりというところで、そういう教室を実施したいというふうなところの総合計画の中で、これは相当に重みのある会議だと思います。そういうところでこのことについてどのような見解か、教育長に伺います。

議 長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

話が長くなるかもしれませんが、許してください。

平成29年に教育委員会等の中で、子育て支援について、いわゆる就学前の子育て支援のことについてというふうな論議が1回なされました。そのときには課題というか問題はあるなという

ふうな程度のところで終わってしまっていて、具体的にどういうふうな形で進めるかというところまでは至っていませんでしたが、今年度の総合教育会議は就学前の子育て支援についてということだけに絞って3回の総合教育会議を開いております。そのときの総合教育会議のメンバーは、通常は町長を中心として教育委員会教育委員で構成されるわけですが、今年度は町民福祉課、それから保健センター、幼稚園、保育所、小学校というふうなところの方、それから適応相談員にも入っていただきました。そういう形で2回目まで行って、実情、特に適応相談員さんからは幼児から高校生までの問題で、つまり一人の子供が生まれて大きくなるまでを一つの一体として取り上げて、それぞれが関わって育てていく、あるいは支援していくというふうな格好にならなきゃならないんだというふうな考え方でもって、今年は何とか先へ進もうというふうなことで3回行ったところであります。

そういうような中で3回目には今お話ありましたとおり、3つの柱ということで、今、保健センターの所長がお話ししましたように、子育て世代包括支援センター、これは各関係の機関が集まって調整をしながら子供のことについて協議をすると。実務者が集まって協議をしていくというふうなことを1つと。それから、これは例えば令和2年度からすぐ人を探してできるものではないというふうに思っているわけですが、例えば家庭相談員という名前でやるか、ファミリーサポーターという名前でやるか、いずれにしても個々の子供たち、困り感のある子供たち、その親をどうサポートするかというふうな方々を養成していくというふうなことが2点目で、そして最後は、かつてあったのですが、消えていました年中児についての教室を開いて、親子の教室を開いて指導し支援をしていくというふうなその3本の柱を令和2年度から何とか進めていこうというふうなところまで、今ようやく至ったというふうなことでございます。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

本当にここまで進んだのは、私もよかったなど。令和2年からそういう一歩も進んでいくというふうなところで、当局は切れ目がなく支援して強化をして協議をしているというふうないつも答弁をして、検討している関係機関と強化をしているという、そういう言葉が常に出るのですが、町民や私たちから見ていると、なかなかそこら辺のところのこまいところまで見えないというところが現実でございます。子育て環境とは本当に人間形成、人格形成の根幹であるということはどうもご存じだと思います。ということで、これを言われるためにはやっぱりまちづくりは人づくりだ。人をつくっていくのは小さいうちからだと。そして子供を育てるのは親だと。親を育てていって、親の理解がなければなかなか子供は安心した家庭の中で安心して育っていかないのですよというふうなところに結論はついてくるのではないかなというふうに思います。

それで本当にいろいろと親の支援も現在社会については急務だということになっています。今も3つの課が一緒になっていろいろと議論していただけるようになりました。これを1つの課にしたら、もっと楽になって、もっと子供たちや親への支援も本当の切れ目のない支援ではないかというふうに思います。それでやっぱり新制度の中でも一本化にし、そして切れ目のないところ

で強化をするようにということで、課の設置を十分随分、他の市町村でも設置されています。新制度の中でも言われていますので、その計画の中にも一本化、これは計画だけでは駄目だと思います。行政の機構の中での検討だと思いますので、総合計画の中でぜひともその子供の課と一本化になるところ、認定こども園は残念ながら期待できるようなところではなかったような気がします。でも、このような議論が本当にできたということは非常に私もずっと続けてやってきた思いがありましたので、よかったなというふうに思いますので、これで私の質問に対して、真摯に受けてご答弁をさせていただいたことに対して感謝いたしまして、私の質問をこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

(拍手)

議長（佐藤孝悟君）

これで寺崎敏子議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時14分

議長（佐藤孝悟君）

それでは再開をいたします。

通告2番、高橋伸二議員、登壇、質問願います。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

それでは、質問をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど町長は令和2年度の施政方針演説を述べられましたが、その冒頭部分で今日の日本の経済情勢として、消費増税、輸出の落ち込みなどにより、低調傾向と世界経済の不安定要素を引き合いに出し、加えて新型コロナウイルスの発生による非常に不安定な状況が続いていると述べました。その上で本町は議会とともに両輪となって町民の声が町政に響くまちづくりを推進してまいりますというふうに所信を述べられました。そうした町長のリーダーの決意が行政運営にしっかりと根づくことを念じて、議員1期目最後となりますが、16回目の質問をさせていただきます。

さて、今年の冬は例年になく雪も少なく穏やかな日々が続いてまいりましたが、思いのほかインフルエンザが流行をし、本町においても小中学校のインフルエンザ罹患者が54名と報告をされております。年が明けてからは新型コロナウイルスが世界中を震撼させ、その感染の勢いはとどまるどころか、日本国内においても感染者が1,000名を超えるまでに拡大をしております。子供は発症しにくいとされていましたが、既に北海道、千葉、石川県などで子供や教諭が感染をした事案が報告をされています。新型コロナウイルスに対する備えについて質問通告をしてから既に二十日が経過をし、その間の対応は目まぐるしく動く中で、町や教育委員会の対応を是としながらも、現状とその対応について伺います。

質問の第1は、国内流行に備えるコロナウイルスの町民の不安払拭に向けた本町における対応と対策について伺うものであります。

2つ目は、小中学校におけるインフルエンザ罹患者対応と対策に関連をして、新型コロナウイルスへの対応について伺うものであります。

次に、本町ではこれまで四たびにわたって行政改革プランを策定し、行政サービスの向上と行財政運営の確立を目指してまいりました。今日の行財政環境は少子高齢化、人口減少の進展とともに国庫や県支出金、特例交付金の減額が見込まれる中で社会教育施設整備事業、スマートインターチェンジ整備事業、4路線の町道整備事業などによる財政基金などの取崩しによる行政運営を余儀なくされています。今後ますます財政事情が逼迫することが想定されます。

そこで質問の第2は、財政対策の一環として、昨今多発する自然災害の発生時に住民の避難費用や職員の時間外勤務手当の支払いを対象とする災害対策費用保険制度による相互共済事業の導入について伺うものであります。

質問の第3は、維持管理経費の抑制に向けた対応としての電気使用量削減に向けた小売電気供給事業者への切替えについて伺います。

次に、地球温暖化が原因とも言われる昨今の異常気象に伴う自然災害の発生と甚大な被害は、昨年、日本列島を襲った大型台風や洪水被害が記憶に新しいものがあり、住民の命と財産を守る災害に対する事前の備え、防災対策は避けて通れません。

質問の第4は、災害に備えた庁舎の非常用電源設備の現状と浸水対策などについて伺うものであります。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

高橋伸二議員からのご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスに対する備えについてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、コロナウイルスの国内流行に備えた本町における対応と対策について伺うについてのご質問にお答えをいたします。

昨年12月から中華人民共和国湖北省武漢市におきまして発生した新型コロナウイルス感染症は、国内においても感染者が増加し、令和2年1月28日に指定感染症に指定する政令が公布されました。幸い岩手県での感染者の報告はないものの予断を許さない状況が続いております。

現在の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国・県が中心となり、コールセンター設置等の対策を実施しているところではありますが、本町といたしましては庁舎内での連絡会議で対応しておりましたが、2月28日付で新型コロナウイルス感染症に伴う危機対策本部に切替え、県や関係機関との情報共有と連携体制を強化しながら、町民にも周知を図っているところであり、感染予防及び感染拡大の防止に向けて取り組んでいるところであります。

次に、財政対策の一環ともなる住民避難保険の導入についてのご質問にお答えをいたします。

災害対策費用保険制度は、全国町村会で平成29年度にスタートした保険制度であり、自然災害または災害のおそれとなる事象が発生した際に、避難指示、避難勧告または避難準備、高齢者等避難開始の発令を行った場合の避難所の設定や炊き出し、消防団員の出動手当等の費用に対して保険金が支払われるものであります。平成30年度には約1,000の自治体が避難勧告等を発令しており、そのほとんどが災害救助法の適用には至らず、各自治体の負担で対応している現状であります。県内での災害対策費用保険制度への加入は、現在10団体となっており、実際に災害が発生し、給付を受けた団体もあると伺っております。

この保険の掛金は、基本料金に住民数を加算し算定されますが、当町で加入をした場合、年間約80万円の掛金で、地震・噴火については年間最大300万円、その他災害については年間最大500万円の補償を受けることができます。今後、大規模な災害が実際に発生した場合、多大な財政負担となることも十分想定されますし、住民の安全を守るため、予防的また早期の避難勧告等の発令はますます必要となっていくと考えます。本年5月からは保険支払基準の拡大等も予定されているようですので、議員ご指摘のとおり、財政面を考慮しつつ、迅速かつ適切な災害救助に十分な対策が取れるよう加入について今後検討を進めてまいります。

次に、維持管理経費抑制に向けた対応についてのご質問の電気使用量削減に向けた小売電気供給事業者への切替えについて伺うのご質問にお答えをいたします。

当町では、平成26年2月に町内公共施設のうち、主に高圧受電業務用電力である10施設が小売電気需給事業者と電力供給契約を締結しました。切替え後から昨年度までの電気料金の決算額については、電子機器の増加による電力を使用した量の増加や冷暖房の使用状況等の様々な要因により増加している施設もあり、全ての施設で削減効果が現れているとは言えない現状です。しかしながら、今年度からさらなる電気料金削減効果を目指し、毎月の基本料金をさらに抑えることができる小売電気供給事業者へ切替えを行ったところであります。維持管理費の削減については、まずは日頃の節電等、電気を使用する量の削減から職員一人一人が常に意識して取り組んでいるところですが、今後につきましても、必要に応じて契約施設及び契約内容の見直しを併せて行ってまいります。

次に、非常用電源設備の災害に備えた対策についてのご質問の災害対策本部が設置される庁舎の非常用電源設備の現状と地震対策及び浸水対策について伺うのご質問にお答えをいたします。

役場庁舎の非常用電源設備については3時間程度使用することができる燃料タンクが搭載され、停電時に自動で運転を開始するものとなっております。また、補助的な意味合いではありますが、役場庁舎には太陽光パネルと連動した蓄電池も設置されております。非常用電源設備の地震対策につきましては、転倒防止の措置が図られているものの浸水対策はなされていないのが現状であり、喫緊に対応をすべき課題であると認識しております。

災害時の拠点としての機能を確実に、かつ円滑に遂行するため、今後は物資の調達が困難となる場合を想定して、燃料備蓄量の増量について検討を行っていくとともに、非常用電源設備更新の際には、燃料タンク自体の容量増大化等の機能強化、また災害時に確実に非常用電源を稼働させるための浸水対策についても検討し、安全面を第一にしながら、財政面も考慮に入れ、最大の

費用対効果を得られるよう検討してまいります。

私からは以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

それでは、私から1番の（2）の児童生徒のインフルエンザ患者対応と対策についてのご質問にお答えいたします。

インフルエンザ罹患患者対応として町内3校では、それぞれインフルエンザ対応マニュアルを作成し、そのマニュアルに沿って対応を行っているところであります。どの学校でも対応の内容は同様のものですが、37.5度以上の発熱に加え、鼻水、喉の痛み、せきなどのインフルエンザ様症状があり、発生の疑いがある場合は対象児童生徒の隔離を行い、マスクをさせ、保護者への連絡を行い、医療機関の受診を勧めております。保健室での養護教諭の対応として、健康観察を徹底するとともに、観察結果を集計し、罹患状況の把握と対応について確認を行っております。また、町内各校や幼稚園、保育所と連携して、インフルエンザの流行状況の把握や一関地域の学校との情報交換も行っております。

各校ではインフルエンザ罹患患者が発生した場合、その人数に応じて、学年閉鎖、学校閉鎖、休校などの臨時休業の措置を検討します。罹患患者数により、学校医との連絡相談を行い、その結果を踏まえ、校長が措置を決定することになっております。臨時休業の基準として、罹患患者が全体の2から3割となった場合に、措置の検討を行っております。休業の措置が決定した後、教育委員会へ報告、教育委員会は県南教育事務所と一関保健所へ連絡を行っております。インフルエンザの対策として、次のような取組を各校で行っております。手洗い、うがい、マスク着用の励行、手指等のアルコール消毒の実施、換気の励行、加湿器の使用、家庭への周知により、インフルエンザ罹患状況や予防対策についての周知を行っているところであります。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

新型コロナウイルスに関わってお聞きをするわけですが、ご案内のように連日連夜といますか、新型コロナウイルスにまつわるニュースが聞かれない日はないわけでありまして、感染防止に向けた対策とその対応についても、目まぐるしく動いている、あるいは変化をしていると、こういう状況であります。既に町のホームページなり、あるいは住民を対象にした回覧板といますか、そういったもので町の考え方とか示されておりますから、別の角度からお聞きをしたいというふうに思います。

国は新型コロナウイルスの検査を明日から健康保険の適用対象にすると、こういうふうに公表をしたわけですが、そうすると、幸いにもまだ県内には罹患者がいません、感染者がいませんけれども、不安のあまり保健センターとか役場とか、電話相談の電話がかかってくるんだと

いうふうに思いますが、それに対する対応をどのようにするのかお聞かせください。

議長（佐藤孝悟君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

新型コロナウイルスのPCR検査につきましては、厚生労働省が議員おっしゃるとおり、6日、あしたから医療保険の適用にするというような発表はございましたけれども、今現在のところ、どのような相談対応ですとか、検査の流れとかにつきましてはの通知について確認できていないところでございます。具体的に通知等が参りましたときには、その確認をしながら町民のほうに周知をしてまいりたいというふうに思いますが、現在のところは今ある保健所ですとか岩手県の医療政策室に設置されております帰国者・接触者相談センターのほうにご相談をいただくように、もし保健センターのほうにもご相談あった場合には、一関保健所に設置されている帰国者・接触者相談センターのほうにつなぐというような形になると思います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

そうなのですね、今答えられたような対応しか今のところは見当たらないわけでありますから、ぜひそこはしっかり保健所などを含めた案内を誘導していただくようお願いをいたしたいというふうに思います。

次に、インバウンド観光を推進している本町とすれば、様々な風評被害を含めて観光客が減少していると。これは本町だけではなくて全国的にそのように今言われているわけであります。そうすると、観光地であるがゆえの取るべき対策あるいは方策というのですか、そういうものも必要なのではないかというふうに思います。例えば平泉町には薬屋さんがないのです。そういう中で外国人観光客がおいでになって発熱をした、あるいは薬を買いたいと。そういうような場合にやっぱり観光施設なり、あるいは商業施設なり、そういうところに多言語のパンフレットや、あるいは案内掲示板を置きながら、外国人観光客に対して丁寧な対応、案内をするというのは平泉へのリピーターをある意味で増やしていくことにもつながるのではないかというふうに思いますから、その辺の対応についてどのようにお考えか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

今、議員がお話しされたように、外国人観光客につきましては近年大変、国の方向性もございまして増えているというような状況にございます。外国人観光客のこのコロナウイルスへの対応というところですが、日本政府観光局JNTOという組織がございまして、全国的な外国人旅行者の安全とか安全確保のための対策を行っているというような、そういう団体でございます。コロナウイルスに対しましても、365日24時間、多言語でコールセンターを開設して事業を実施しているところになっておりまして、この案内の周知とか、その辺りにつきましては、町内

の観光案内所、駅なか案内所、観光協会、道の駅のところに周知のカードがありますので、スマートフォンをお持ちの方はQRコードを用いて、そこをクリックしていただきますと、ホームページにつながるような形になってございます。併せて電話番号も記載されておりますので、そこに電話をさしあげますと、多言語で対応をしていただけるというような内容となっております。

今、議員が申し上げたように、なかなかコロナウイルスに対しましては、日々対応策がどんどん変わってまいりますので、やはり最新の情報というところはホームページとかの専門機関に行っていくのが一番だというふうに考えておりますので、このことにつきましては先日、平泉観光協会の総会もありましたが、一緒に相談いたしまして、会員のところには全てこの情報については行き渡っているという状況になっておりますし、併せて役場の窓口のほうにも設置をさせていただいております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

J N T Oがそれに対応できる機関といいますか、そういうことをやっているということについてお話あったわけですが、私が心配するのは、そのような機関が作っている宣伝物や、あるいは連絡方法というのですか、そういうものがあっても観光客の皆さんの目に留まらないようなところに置かれていては功を奏さないわけですよ。そういう意味で観光施設も含め、あるいは売店なども含めて活用したほうがよろしいのではないかとということでお話をさせていただきました。

この関係で最後に町長にお伺いをしたいと思っているのですが、新型コロナウイルスをめぐる国の対応については様々な批判を含めて国会審議、さらには有識者あるいはマスコミ、そして世界からも批判を受けている。もう外国の中には、日本に発給したビザを取消しをすると、こういうところまで出てきているわけなのです。ここで国の対応を批判するつもりは毛頭ないのであって、私は住民の命と健康を守るという、やっぱり行政の長としての町長の判断というものも大事だというふうに思うのです。そういう意味で住民の暮らしや、さらには地域経済についても破綻まではいかなくても、悪影響を及ぼしているわけです。そういう中で、春の藤原まつりなどの大イベントが予定をされているわけです。やっぱり今後のコロナウイルスの終息状況の推移を含めて見極めながら、あるいは他の自治体などの、あるいは団体などの様々な対応も見据えながら判断をすることになるんだというふうに思いますが、やっぱり町民と一体感を持つとする、演述で述べられたその町長のリーダーシップをしっかりと発揮をしていただいて、誤りのない判断をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

今、高橋議員がおっしゃるとおりであります。いずれ今回の新型コロナウイルス対策に対しましても、国がまずここ1週間、2週間が今後さらに拡大するも、それが終息に向かうも大変な山

場だということの即座に庁議の中で、いずれ平泉は県内でも一番海外から、海外の方々だけを蔑視して話しする話ではなく、やはり海外から訪れてきている、また中国から今回発信されているという中でも、いずれ一番平泉に観光客が訪れているという中でも、やはりその対応はいずれ俊敏に動かなくてはならない、対応しなくてはならないというのが今回の町としての最初の対応の始まりだったというふうに思っています。そういった中に刻々と状況が変わり、今、総理からも学校が全ての小中高休みという、そういった要請もされて、今新たな対応も今入っているところであります。

しかし、いかんせん今後どのような方向で、またこれが推移していくかというのは本当に私自身もですが、町民各位がいろいろその情報を本当に目を丸くして、テレビ、そしてラジオ、様々な情報を今、耳を大にしてやっているということだというふうに思います。町としても、そういったことを即座に対応できるその態勢を今取っておりますので、俊敏にその対応はやってまいる所存であります。

いずれにいたしましても、春の藤原まつり、5月には開催される現在予定になっておりますが、何とか町にとっても大きな事業の一つでもありますので、そして町民にとっても大変、そして岩手県、そして文化遺産を抱える町としても大変発信する機会としては大変重要なことでありますので、それまでには、もっと以前には終息していただけるような、そういう状況になればいいなということを願わずにはいられない状況ではあります。しかしながら、その今後の状況については、関係の皆さんともご相談を申し上げながら、遅かったなというようなことにはならないように対応をやってまいる覚悟でありますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

今、町長から学校の一斉休校の話も述べられたわけですが、小中学校などの臨時休校措置に関する対応についてお伺いをしたいというふうに思います。

感染者が出ていない地方に対しても一律に一斉休校にしろという国の要請が、まさに前代未聞の要請があったわけですが、そのことによって、教育委員会の皆さんや学校関係者の皆さんが対応に追われて大変な思いをされているんだというふうに思いますし、同時に子供たちや保護者にも少なからずの衝撃と混乱が広がっているんだというふうに思います。

そこで、教育長にお伺いしたいのですが、岩手県内や、あるいはこの県南地方圏域、こういってところで感染が報告されていない中で、急展開をして休校せざるを得なくなったことに対する、これ、教育長としての強い思いがあると思うのですが、今の胸のうちの思いをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

強い思いということではありますが、それは別にして、これまでの時間の経過に従っての対応についてお話をさせていただきます。

2月25日に私は学校を訪問させていただきました。これからの対応を春休みまでどうするかというふうな話で、学校ですてやれるのは例えば3つの手洗いとか、うがとか、そういったようなこととかというふうなことについて確認をして、その段階では卒業式等儀式については、計画どおり進めましょうと。後は推移を見ながら、もし変更があればというふうな話をしていたわけですが、それを受けて27日の午前中に定例の校長会議を開いて、そこで確認をしたところでありました。

ところが、その日の夕方にいきなり臨時休業の要請ということで、全くそれまで話し合ったことが水の泡といいますか、そういった格好になったわけではありますが、その晩のうちに管内の2市2町の教育長で電話連絡等取って、28日の夕方、4人の教育長集まりました。やっぱり同じ管内なので、足並みそろえるところはそろえたほうがいいだろうと。例えば隣の町に働きに行っている親もいるだろうしというふうなこともあって、一定の足並みをそろえる話合いをしたところでもあります。

その中で到底その2日から休業にというふうなことは絶対無理と。金曜日1日しか準備がなかったわけですので、それは無理だというふうなことでやっぱりスタートを、遅れさせなきゃならないだろうというふうに話し合ったわけではありますが、若干のずれがあつてですね、本町は2日からというふうな決断を下したのですが、他の2市1町は1日ずれて4日からという形になりました。うちほうは3日からで、他の2市1町は4日からと、1日ずれはありましたが、そういった形である程度あんまり大きな開きはなくスタートできるというふうなことになったわけがあります。その中では例えば卒業式の簡略化、来賓を縮小しよう、告辞、祝辞はペーパーでというふうなことでありますとか、在校生は入れないとか、そういったようなことについては、統一した形で同じような形で進めましょうというふうな確認を取ってきているところでもあります。

お話しのとおり、一番やっぱり大事にしなきゃならないのは儀式どうのこうではなくて、休み中の子供たちの健康なり安全面、これが一番に考えなきゃならないことではないかなというふうに思いました。それで28日の午前の段階で、両小学校に学童に登録している子、それから、うちに祖父母あるいはお兄ちゃん、お姉ちゃんがいる子、全く誰もいなくなる子というふうなことで調査をしていただきました。平泉小学校全校260人のうち、誰もいない1人になる子が10人、長島小学校88人全校で3人という、そういう報告を受けました。その子たちをどうするかというふうなことが最大の問題であったなというふうに思うのですけれども、初日の3月3日の状況報告をいただきましたが、その子たちも何らかの形で見守っていただける方があって、1人にならないで済んでいるというふうな報告は受けました。ただ今後ずっとそれが続くかどうか分かりませんので、そういった学校への保護者からの訴えがあれば、学校預かりという形でお弁当持参で先生が相手をして、そして過ごさせるという体制を取れるのではないかなというふうに思っているところでもあります。そんな形でスタートいたしました。

学校ではいわゆる2週間ちょっと、春休みまでの期間の例えば家庭学習だとか過ごし方とか、

そういったのを指導ということですから、当然のことながら土日にその部分については、担任の先生方は準備をしていただいたのではないかなと、そのように思っているところでもあります。様子を聞きますと、例えば学童も長島小学校は登録が30人弱だったと思いますけれども、13人ぐらい、来たのは。ということは、うちに誰かがいるうちがもう学童に預けているということなのです。それから平泉小学校は50人ちょっとだったと思いますが、約半数、来たのは、というふうなことでありました。そういったところにも長島は同じ屋根の下ですので、校長さんとか先生方もちょっと顔を出して励ましたり相手をしたり、平泉小も、すぎのこに校長先生とか先生方もちょっと顔を出したりしてというふうなことで対応していただいているというのが現状であります。

以上でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

大変苦勞されたということはこの間の様子を見ていれはうかがい知ることができるのですが、実は昨日、県南地方に住む小学校の女性教師ですという方からメールがありました。その方はなぜメールをよこしたかという、昨日の新聞で私がコロナウイルス対策について質問をするというふうに新聞に掲載をされたわけです。そのことを知って、どうしても伝えたいことがあると、このように前置きをして書いてよこしたわけですが、それをプリントしてきたのですが、そのメールの内容はこのように書いてあります。「これから小学校や中学校で規模を縮小し簡素化した卒業式が行われます。東日本大震災のときに私の娘は6年生で、私は6年生の担任でした。当たり前だった卒業式を普通に迎えられなかった子供たちを思い出し、今回のコロナウイルスで同じような思いをしている子供たちのことを思い、心が痛んでいます。私たち教師に何ができるか。それは決して卒業式を暗い思い出だけにしてはいけないということです。自分たちの卒業式はコロナで大変だったけれど、あのとき先生方がたくさんの笑顔と、おめでとうという言葉伝えてくれた。そういう卒業式にすることが大事です」と述べまして、この先生の子供たちに寄せる強い思いが次のようにつづられていました。「岩手には東日本大震災でもっと大変な思いをしても乗り越えて、今を一生懸命前に進んで生きている先輩がいることを子供たちに伝えてください。物事を恨むのではなく、人の痛みが分かり、笑顔と感謝を持てる子供になってほしい。強く前に進んで生き抜いていくことを子供たちに伝えたいです」と、このように締めくくっておられます。

私はこの先生のメールを拝見して、卒業式という人生の節目を普通に迎えられない子供たちの心のケアといいますか、このことがいかに今、今度の卒業式をめぐって求められているかということをもざまざと知らされたわけでもあります。卒業式に列席をされる町長や教育長、そして教育委員会の皆さん、校長先生をはじめとする教職員の皆さんに、今ご紹介をしたこの女性教師の思いを共有していただいて卒業式に臨んでほしいと、このことを強く切望したいと思います。教育長、いかがですか。

議 長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩渕実君）

ありがとうございました。その女性の先生の思いというのはそのとおりだというふうに思いますし、我々もそういうふうな思いを受け止めながら、子供たちを送ってあげたいというふうに思っているところであります。

平泉中学校の3年生の担任は女性であります。震災当時、高田一中で被災をしております。まさにその場にいた女性であります。当然のことながら、そうした思いは子供たちに何らかの形で伝えると思いますし、伝わるのではないかなと思います。小学校にも担任であるかどうかはちょっと把握しておりませんが、当時沿岸地区で勤務していたという方々もいらっしゃるわけですので、その分についてはたとえ簡素化、簡略化したとしても、子供たちに何らかのメッセージを伝えていただけないかなというふうに思いますし、我々参列する、本当に少数になってしまいますけれども、精いっぱい励ましの思いを持ちながら参加させていただきたいと思っています。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

ぜひこの女性の先生が言われた暗い思い出だけにはしてほしくないというふうに私も思います。話を替えますが、学校が休校になっても学童クラブは開所しているわけです。しかし、そこで学んだり遊んだりするということは、集団生活と何ら変わりはないわけでありまして。学童クラブの施設というのはいわゆるウイルス対策を施して造られた施設ではありませんから、そういう意味では先ほど教育長が答弁で述べられた対策というものをしっかりとやっぱり施設任せにするのではなくて、関係する教育委員会のほうでもしっかりとケアをしていくと、こういうことを求めているというふうに思います。

次に、小中学校の休校に伴ってですが、臨時的任用職員として支援員、用務員、そして調理員がおられますね。この方々の勤務認証と実態についてはどのようなになっているのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

臨時的任用職員の支援員につきましては、今回の臨時休校の部分につきましては通常の出勤ということで、対応を学校のほうに指示をしたところでございます。あと、用務員については春休みまで通常勤務ということですし、なので、支援員さんは春休みはお休みになる、通常休みなので休みになりますけれども、今回の休校分については出勤扱いということで、あと、給食も同じく出勤扱いで環境整備なり、研修、講習を積んでいただくということで対応をお願いしております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

私が心配したのは、政府が示したいいわゆる金銭補償の部分について、まさにこういう紹介した方々には対象になっていないわけですね。そこでお聞きをしたのですが、しっかりと規則に基づいて町長が認めた場合という条項を使って、そのようにされたのだというふうに思いますが、次の質問に移ります。

災害対策費用の保険制度について、加入について検討を進めると、このような回答でございました。そこで、この保険制度というのは附帯サービスとして、気象アラートサービスというのが附帯している。これはどういうものかという、全国的な雨雲の状態、雨の状態や、あるいは岩手県なら岩手県、東北なら東北、平泉町地域なら平泉町地域、そういうものについて瞬時に情報伝達ができると、こういうシステムであります。平泉町ではそういう住民への伝達手段がなかったわけですから、ぜひこの附帯サービスを使って、やっぱり迅速な対応が取れるように早急に対応していただきたいと、このことを申し上げておきたいというふうに思います。

次に、電気使用量削減に向けた小売電気供給事業者への切替えについてお伺いをするわけでございます。

切替えをしたけれども、経費が逆に減ったところもあるけれども、増えたところもあると、こういうふうな答弁です。10か所切替えをして、減ったのが4か所、増えたのが6か所。実は皆さん聞いてびっくりすると思うのですが、電気料が減るだろうと思って切替えをしたところが増額となった6施設の合計金額は1,500万を超えているのです、平成26年から通算をすると。大きいところは1年で100万以上の電気料が増になっている。こういう実態があるということをもまず共通認識として、しっかり持っていただきたいというふうに思います。

そこで、町は第4次行革プランの中で様々な経費節減策として、特にこの庁舎の節減努力なども行ってきて、平成29年度までは50万円縮減できたと言ってきたけれども、平成30年度実績では逆に105万円でしたか、150万円でしたか、というふうに増えていると。こういう結果が出ているわけですが、私はそこで考えてほしいのは、幾ら職員の皆さんが節電をするんだという日常的な目的意識を持って取り組んでも、そういう意識の及ばないところの電気料というのがあるわけです。それはどういうところかという、端的に言えば浄水場ですよ。これは職員の皆さん幾ら頑張ったって、その電気料を減らすことはできないわけだから。そうすると、この浄水場の電気料で、特に切替えしたところの中には平泉の浄水場があるのですよね。平成26年度では110万も増えている。平成30年度で153万も増えていると。こんな増え方をしているわけですよ。そうすると、何か別のやっぱり要因がそこにはあるのではないかというふうに思われますので、その電気料が増えている原因はしっかりと検証を行っていただいて、原因の分析をしていく必要があるのではないかというふうに思うのですが、いかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

ご指摘のとおり、高圧受電をしているその10施設のうちの6施設が実際的には使用料として予

定より高額になっていたというような状況はございました。その中でその浄水場、確かに浄水場、この中でも特に高額な施設というふうな形でデータが出ているところがございます。いずれ電力を過去1年間を最大需要電力に基づいて、その基本料金というものが決定されるようでございますけれども、それらのその最大の需用電力がどの段階でどのような形で、それがそもそも集中して高くなるかというような状況を今後把握しながら、それに伴った対応というようなことは重要なことになるものだなというふうには思っております。

また、今ご指摘いただいた内容等を勘案いたしまして、平成31年度、今年度でございますけれども、今年度から新たなその低額料金の電力会社のほうに切替えを行ったところでございます。その状況、これから1年間のデータが今月で集まるわけでございますけれども、その状況等を踏まえて、それらを勘案しながら、最大の普通に施設を運営するに当たって、最低額の電力で済むような対応での電力会社との電力受電の契約等も考慮に入れながら、今後対応していきたいというふうに考えているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

そこは言われましたようにお願いしたいと思うのですが、町が切替えを最初にやったのは平成26年です。実は平成28年に小売電力の法律が変わりまして、どんな小さな電力であっても一般家庭でも購入できる、切替えできるというふうに制度が変わりました。ぜひそういう中で発電されている事業者を1%から5%ぐらいの従前の単価より安くなっているところがありますから、勉強が必要だろうというふうに思います。併せて今、話をしたその小売電気供給を受けることが可能と思われる町の施設は46施設あるわけです。そして、その46施設の平成30年度の電力料金の決算は幾らかというと、2,080万円ぐらいになっているのですよ。したがって、やっぱりしっかりと、そこは課長答弁されたように分析をしながら切替えに進んでいってほしいというふうに思います。この切替えの取組というのは町民福祉課内に事務局を置いています「ストップ！地球温暖化 e c o ひらいずみ」というのがありますよね。そういう事業にも貢献することでありまして、平泉町がまさに地球温暖化に寄与していくということにもつながりますので、取組を進めていただきたいと思っております。

非常電源設備の災害に備えた対策についてお伺いをします。

実は消防庁が平成30年と令和元年と2年続けて、全国全ての自治体の非常用電源の実態調査をしたわけです。それに対して本町でも回答されているわけですが、非常用電源について内閣府が定めている地方公共団体の業務継続の手引きというのがあります。その中では非常電源について3つの取組をなささいということを明記していると。ご存じだと思いますので、簡単に言いますが、1つは外部から供給なしで72時間稼働する燃料を措置なささいと。それから2つ目は、地震対策をなささい、同時に浸水対策をなささいということです。そして3つ目は、停電の長期化に備えてあらかじめ燃料販売事業者と供給に向けた協定を締結なささい。いわゆる東日本大震災で、あのようにガソリンなどが停滞をしたことに対する対応として、こういうことを言っている

わけです。

ところが、本町の場合の発電機の実態はどうかというと、答弁にもありましたが、供給なしで3時間程度しか働かないというわけですよ。そうすると、今、申し上げました3つの条件をクリアしていないですね。そこで課題になるのが備蓄している燃料はあるのかどうかということですよ、最低限72時間稼働するための。それが課題としてありますが、いかがですか。それ、どうなっていますか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

ただいまのその備蓄燃料でございますけれども、今現在で備蓄はしてございません。いずれ今現在稼働可能な発電機に供給してある燃料と、そのほかに予備として何リットルかの携行缶の燃料があるというような状況でございます。いずれ72時間稼働というようなことになりますと、1,000リットル規模のタンクが必要だというふうな状況でございます。これにつきましては、いずれ役場についてはその建物の構造上の消防法上の適用上、200リットルまでのタンクの設置というようなことで消防のほうから指摘されているところでございます。それらをクリアしながら、将来にわたって72時間対応できるようなタンクの設置に向けた対応策を検討する必要があるかなというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

1,000リットル必要なのですが、消防法上200リットルまでを制限があるということですから、それがやっぱり先ほど言っていたいわゆるガソリンというかな、燃料供給業者とのあらかじめの協定の必要性というところにつながってくるわけです。

それから答弁の中で、太陽光パネルと連動した蓄電池があるということで、蓄電池があたかも何時間ももつような妄想を抱かせるのですが、メーカーの聞き取りをしてみると、この本町でつけている蓄電池の蓄電池量というのは、役場の休日または平日の夜間の電気使用量から算出しても1時間程度しかもちませんと、こういうことなのです。だから、ほとんど役に立たないということが見てとれるわけです。それで、町長が非常に大切にしている言葉があるのです。それはどういうことかということ、想定外のことがあってはならないんだと、このように町長は口を酸っぱくして言われるわけでありまして。やっぱり72時間以上の稼働に向けて、人命救助の観点からも重要な対策として早急に措置をする必要があるんじゃないかと。それが早急にできないということであれば、それこそ速やかに供給事業者との協定を結んで、いつでも必要な油を現在のタンクに注入できるように対応することが必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

ご指摘のとおり、燃料供給業者との協定締結でございましたけれども、これにつきましては、すみません、私、後で過去の書類等を精査した結果、今までのその調査ものの回答の中では、協定締結はしていないというようなことで提出していたようでございますけれども、平成22年度に供給業者との協定を実施しているものでございました。これにつきましては、大変この答弁書を作成する段階で再度確認していればよかったところでございますけれども、これにつきましては、いずれ平成22年度段階で締結をしているというような状況でございますので、改めて答弁をさせていただきたいというふうに思いますし、この一般質問への答弁の回答につきましては、大変申し訳ございません、訂正をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

これが消防庁が公表している資料で、平泉町は今、課長お話しされた業者との協定は締結していませんとやっているわけですよ。ですから、こういう質問になっているわけなのですけども、分かりました。

あと、浸水対策の問題、ここは浸水想定区域も入っているわけですから、そういう意味ではこの浸水対策についてもしっかりと計画的なやっぱり対応、措置というのが求められているというふうに思います。答弁でもそのことについての重要性については受け止めた対応を答弁されていますから、引き続き費用対効果という言葉もございましたが、それらも含めて措置をしていただきたいということを発言して、私の質問を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで高橋伸二議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時29分

議長（佐藤孝悟君）

再開をいたします。

通告3番、真竈光幸議員、登壇、質問願います。

5番、真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

通告3番、真竈光幸であります。

折しもコロナウイルスによる感染防止措置のため、町から子供たちの声が聞こえず、町や商店街も閑散としている中での3月定例会となりました。町長はじめ職員の皆様におかれましても、

予防に万全を期して業務に就かれますようお願い申し上げます。対面職務に就かれる職員の皆様にあつては、マスクの品薄等で大変お困りのことと思います。私はこうつけておるこのIDカードの除菌カード、これは非常に有効ですので、ぜひ当局におかれましても感染防止のために検討頂ければいいのかなというふうに思います。

さて、今回質問させていただきますのは大きく2件であります。

1件目は、防災情報の伝達手順について、3項目の質問をいたします。

災害列島に暮らす私たちは、昔から河川の氾濫との戦いを強いられてきております。3年前の九州北部豪雨や2年前の西日本豪雨に続き、昨年の台風19号が東日本地域を中心にもたらした深刻な被害はその厳しい現実を改めて突きつけるものであります。台風19号は全国で70以上の河川堤防を同時多発的に決壊させました。大量の雨が降る回数は急増しており、これからの水害対策は過去の雨量は参考にならず、抜本的な治水整備と対策の見直しが不可欠であると思います。現在、雨量予測に基づく大雨特別警報がありますが、水位予測に特化した洪水特別警報はありません。特にも町内に大きなため池、堤を持つ本町におきましては、ため池の情報の共有が大きな課題であります。

そこで1件目に、予測不能な大雨による被害が今後も懸念されます。河川氾濫時の情報の伝達手段について伺います。

2つ目に、現在、ため池の氾濫危険情報伝達は行われておりませんが、短期間大雨降雨でため池のオーバーフローが限界を超えるほどの水位になり、堤体決壊の危険性がある場合、危険情報の伝達手段をどうするのかを伺います。

3つ目に、農研機構・農村工学研究が開発しております、ため池防災支援システムがあります。システム活用を検討すべきであると考えますが、見解を伺います。

2件目の質問であります、人口減少の問題について質問をいたします。

人口減少問題につきましては、過去の一般質問で何度もその危機を訴えてまいりました。総務省が発表いたしました令和1年の人口動態推計によりますと、全国の出生数が86万4,000人で、初めて90万人を割り込みました。少子化は驚異的なスピードで進んでいることが明らかです。思い切った対策が取られなければ、国の根幹を揺るがすこととなります。令和2年1月31日現在の本町の人口は、男性3,620人、女性3,858人、合計7,478人で、その世帯数は2,617世帯であります。これが10年前の2010年の国勢調査におきましては、男性が4,017人、女性が4,327人でありましたので、10年間で866人減少したこととなります。団塊の世代が後期高齢者になる2025年には、男性3,210人、女性3,520人、計6,730人と推計され、748人が減少する。

そこで1つ目に、平泉町の人口推移を見て、対策をどう講じようとしているのか、総括的に伺います。

2つ目に、少子化の進行の原因をどう分析しているか伺います。

3つ目に、結婚新生活支援事業補助金制度の活用状況と、その効果と検証を伺います。

4つ目に、平泉町次期総合計画策定のための町民まちづくりアンケートが実施されました。この集計結果から見えることは何か、またそのデータをどう施策に生かそうとしているのか伺いま

す。

5つ目に、子ども医療費助成は、就学前児童につきましては医療機関での支払いは原則ありません。中学生以上18歳までの医療費は医療機関窓口での支払いとなり、2か月後にその医療費が給付されます。就学前児童同様に医療機関窓口支払いなしに統一できるよう改正できないか検討をお願いいたします。伺います。

最後に、人口減少問題につきましては、就業、結婚、子育て支援、定住など包括的な施策が必要と考えます。特にも少子化対策に万全を尽くす施策が求められています。抜本的な対策として検討されているのは何かを伺います。

質問は以上であります。よろしく答弁をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

真竈光幸議員からのご質問にお答えをいたします。

防災情報の伝達手順についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、予想不能な大雨による被害が今後も懸念される。河川氾濫時の情報の伝達手順について伺うのご質問にお答えをいたします。

現在、町では河川氾濫災害の発生が懸念される際、北上川の洪水予報基準水位観測所となる奥州市の大曲観測所や一関市の狐禅寺観測所、また衣川の川西橋での水位が避難判断水位や氾濫危険水位等に到達した場合に、それらの水位情報などを参考にし、避難準備、高齢者等避難開始情報や避難勧告情報などを発令し、防災行政無線等を通じて町民に情報伝達しております。

近年、全国各地で大雨による被害が頻繁に発生しており、町内にある中小河川の氾濫も懸念されますので、大雨時において氾濫が心配される地域のパトロール強化を図るとともに、災害時における情報の伝達は被害を最小限に食い止める上で、早期に必要な対応でありますので、町消防団や自主防災組織との情報共有、連絡体制の強化などを図り、効率的な情報の伝達方法についても検討してまいりたいと考えております。

次に、現在、ため池の氾濫危険情報伝達は行われていない。短期間大雨降雨でため池のオーバーフローが限界を超えるほどの水位になり、堤体決壊の危険性がある場合、危険情報の伝達手段をどうするか伺うのご質問にお答えをいたします。

現在、ため池の水位計測は行っておりませんので、堤体の限界を超える水位かどうかを判断することができない状態にあります。ため池の堤体が決壊した場合、水や土砂が住宅等に達するまで数十秒から数分しかございませんので、降雨の状況等で町が発令する避難勧告や避難指示に従い行動していただければと考えております。また、日頃からため池の管理者に洪水吐などの水路が詰まらないように草刈りや倒木の除去等の管理をしていただくことで堤体が決壊するまでの時間を幾らかでも延長し、余裕を持った避難行動が可能となると考えております。

次に、農研機構・農村工学研究が開発している、ため池防災支援システムがある。システム活用を検討すべきであるとするが、見解を伺うについてのご質問にお答えをいたします。

ため池防災支援システムについては、豪雨や地震時のため池決壊と下流被害の危険度がリアルタイムで予測表示されることで、それらの被害を防止するための情報が提供されるシステムになっております。また、農林水産省や都道府県、市町村、国土交通省や関係省庁とため池管理者がシステムを介して、ため池決壊等の情報やため池に関連が深い土木災害等の情報伝達が可能となります。現在、岩手県によるシステムの研修会が開催されており、当町としましてもこのシステムの運用について検討をしております。

次に、人口減少問題についての質問の平泉町の人口推移を見て、対策をどう講じようとしているのか、総括的に何うのご質問にお答えをいたします。

本町の人口は昭和60年の9,703人をピークとして、現在に至るまで減少傾向が続いております。人口減少問題は国家的な問題であります。当町としましても子育て支援、就業支援、結婚支援など様々な角度から施策を執り行っております。

少子化の進行の原因をどう分析しているか何うのご質問にお答えをいたします。

少子化の大きな要因としては、価値観の多様化により結婚しない方々が増えたこと、晩婚化が進行したこと、また子育てに多額の費用がかかることなど様々挙げられております。

次に、結婚新生活支援事業補助金制度の活用状況とその効果と検証を何うのご質問にお答えをいたします。

結婚新生活支援事業補助金は平成30年度からスタートした事業であり、町内在住であり、夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯所得が340万円未満の世帯に住宅取得、住宅賃貸、引っ越しのそれぞれの費用を合算した額で上限を20万円とし、補助するものであります。補助金の内訳といたしましては、県補助金が50%、町費が50%となっておりますが、昨年度は2件の申請があり、ともに家賃補助として合計37万7,000円補助しております。効果につきましては、若年層の生活費の下支えになっているものと考えておりますが、今年度につきましては現在のところ申請はありません。

次に、平泉町次期総合計画作成のための町民まちづくりアンケートが実施された。この集計結果から見えたことは何か、またそのデータをどう施策に生かそうとしているのか何うのご質問にお答えをいたします。

町民まちづくりアンケートは、昨年9月10日から年末まで行われたもので、15歳以上の920人の方々から貴重なご意見を頂いております。このアンケート調査は町民の意向を把握するとともに、現状や課題などを抽出し、それらを分析することで総合計画策定の基礎資料とするために行ったものであります。詳細な分析につきましては、現在も行っているところではあります。内容が多岐にわたるため、一言で言うことはできませんが、当町としての施策について述べさせていただきます。重要度が高く、満足度が低いもの、すなわち町民が必要だと思っているにもかかわらず、あまり達成されていないものは雇用・勤労者施策の推進が最も多く、2番目に道路・交通網・上下水道の整備と続いております。

次に、子ども医療費助成は、小学生までは医療機関での支払いは原則ないが、中学生から18歳までの医療費は医療機関窓口での支払いとなり、2か月後にその医療費が給付されるが、小学生

までの児童同様、医療機関窓口支払いなしに統一できるよう改正できないか伺うのご質問にお答えをいたします。

小学生までの現物給付化については令和元年8月より始まり、中学生までの医療費助成事業に係る現物給付については県が総合的な子育て支援施策の一環として実施を決定したものであり、医師会等関係機関との協議、協力を経て、令和2年8月より実施することになっております。中学生までの現物給付化では、県が主導して医師会に説明をし了承を得たこと、国保連のシステム改修を県の協力の下に行うこと、市町村単独システム等の改修を行うなど、現物給付に際して、関係機関の協議と負担協力が必要でありました。高校生まで現物給付化を実施する場合におきましても、中学生までの現物給付化と同様に特に医師会、医療機関の協力が必要不可欠であります。全県統一で実施することが最良と考えられることから、県に対し早急に実施を要望してまいります。

次に、人口減少問題については、就業、結婚、子育て支援、定住など包括的な施策が必要と考える。特に少子化対策に万全を尽くす施策が求められる。抜本的な対策として検討されているのは何か伺うのご質問にお答えをいたします。

少子化対策といたしましては、広域での婚活イベントの開催や結婚支援センターへの入会補助など、引き続き結婚支援を行ってまいりますし、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、子育て世代包括支援センターの設置に向け、取り組んでおります。また産後の育児不安等に対する産後ケアの充実、乳児訪問、予防接種、各種子育てに関する教室などを継続するとともに、より充実するように推進し、さらに不妊に悩む夫婦への支援としての不妊治療助成制度につきましては、さらなる制度の周知に努めてまいります。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

では、何点か再質問をさせていただきます。

防災についてであります。警戒レベルは5段階に設定をされておるわけですが。特にレベル3以上の防災気象情報伝達について伺いますが、大雨警報が発令された場合、土砂災害警戒情報が発令された場合、大雨特別警報が発令された場合、町の取る対応と住民側が取るべき行動はどうあるべきかをお答えください。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

まず、レベル3以上の発令をされた場合でございますけれども、基本的には町といたしましては、避難所の開設も含めまして、まず避難所準備をいたします。その準備ができた段階で高齢者等のまず避難開始が第一でございます。以下、避難準備情報等を出しながら避難所のほうに行動できる方についてはそちらのほうに移動していただくというようなことでございます。

それから、現在も雨等が常時降り続いているような状況の際には、自宅のほうで自宅待機というふうな方法もかえって安全になる可能性も高いということもございますので、それらも踏まえながら防災行政無線を通じまして、それぞれ各家庭に情報提供させていただきたいというふうに思っておりますし、それからホームページ、あとはそのスマホ等のホームページ等からも閲覧できるような形で情報提供をさせていただくというようなことで考えているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

緊急のときにホームページを開けるかという問題はあるかと思いますが、その防災無線がどれだけ有効かということが一つあると思います。全員が室内にいるわけではない。もし集会的な行政区の中心となる部分にやはりそれを知らしめる情報の通知の仕方も当然検討しなければいけないことだと思います。前にもその件についてはお話を申し上げたところであります。

警戒レベル4のその避難勧告を町が出した場合、ため池に伺いますが、そのハザードマップ上に示されている決壊時に被災が想定される住民への避難誘導の在り方についてはどのようにお考えですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

決壊ということは、ため池の決壊ということでございますか。まず、決壊した場合の誘導方法でございますか。その決壊する前の段階もあるのですけれども、町として、先ほど町長も答弁ありましたけれども、危ないなと思ったら、まず自主的に町の情報、避難勧告や指示によって避難をしていただくということが最初の行動になると思われま。それで決壊した場合というのは、当町のほうではちょっとそこに近くにパトロールの職員がおれば、役場と連絡しまして住民に危険を知らせたり、後は自主防災と連携を取ったり、消防と連携を取ったり、対応をしていくという形にはなると思います。よろしいですか。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

その答弁の中では、ため池の水位計測は行っていないという、これが重要なことですよ。通常ため池の管理は地域の自主防災でありますので、自主的な防災組織に委ねられています。勧告が発令される前の事前予防活動が大変重要になるわけなのですが、雨中でのオーバーフローの点検とか、ごみの除去、流木の除去、大変危険な作業が伴っております。これが自主的な組織の活動だけでは当然補えない場合も想定をされると思います。専門的な見地からの点検と防災作業に支援がやっぱり必要であるかと思われるのですが、この件についていかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

洪水吐け等、後はため池の管理ということですが、日常管理的なところは各町内のため池に管理者がおりますので、そちらのほうで対応していただければと思いますし、先ほど議員おっしゃったとおり、ちょっと大がかりになるよというような場合には、町のほうに相談していただいて、そこで現地において調査を確認をさせていただいて、その対応策を後は考えていきたいと、検討していきたいと思っていますところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

このため池の水位の上昇と、そのオーバーフローのいわゆる水口の状況確認は降雨の状況にもよるのですが、雨の状況で現場見ていない町からの避難指示・勧告が出ても、これはため池管理者が見て、大変危険であるというふうに即座に判断をして、その下の住民に対して独自で避難指示を出さなくちゃいけない場合があります。そうすると、避難指示・勧告の混乱がそこで起きる可能性があって、避難の遅れが結果的に生じたら非常にまずいわけです。それで状況を確認するための当然その管理者自体の活動の危険度も考えなければいけません、マイ・タイムラインで誰がどのように行動するのかの指針はどのように明確にしておられるか伺っていきます。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

まず、タイムラインというか、その存在、今のところ、ため池に関しては策定しておりません。それで、ため池が決壊するぐらいの大雨というものがオーバーフローの水路をもあふれるような水ということは、それなりの豪雨ということになると認識しておりますので、その豪雨の状況を見て、役場から何らかの発令がある場合もございますし、そうでなければ、議員おっしゃったとおり、管理人さんが今までの経験で見ても危険を察知するという場合もあると思われま。ただ、重要なことは現場第一といいますか、現場で見て対応していただくことが一つだと思いますし、あと、役場のその発令というのもある程度余裕を持って発していると思いますので、その辺の整合性につきまして、今は統一的なものございませんけれども、今後検討してまいりたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

今、課長が言われたことは、去年の台風19号、実際にオーバーフローがもうすれすれぐらいまでの水位の上昇がありました。通常では考えられないぐらいのオーバーフローの水量がありました。それで、そのため池の管理者ということで、ちょっとお名前は忘れたのですが、振興局、多分、農村整備室、千厩だったと思うのですが、直接電話がありまして、ため池の状況がどうかということその当日電話で状況確認をされました。残念ながら、課長のところの建設水道課

からはそういう状況確認の連絡はありませんでしたけれども。この情報の経路っておかしいですよ。町のほうに建設水道課のほうにため池の管理者届けているわけでありまして。それが一足飛びに直接その管理者のほうに状況の確認をする。本町においては、その登録している課から何の連絡もない。これは逆に今度こちらから伝達をする場合も、ではそういう経路なのかという、大きいため池、県の管轄ということもありますが、この辺の関係機関の情報伝達の経路の在り方が不明確であるというのがやっぱり大きな問題だと思うのです。行動の指針とともに情報伝達経路の一元化を図るべきだと思いますが、どう検討されるかお聞かせください。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

情報伝達経路の統一、今後の考え方ということでございますけれども、次のご質問にございます、ため池防災支援システムでございますけれども、こちらのほうの今、県のほうでいろいろ、国のほうですけれども、国が主体で後は今、運用させようとしているところでございますので、こちらのほうでいろいろな情報を共有できるシステムともなっておりますので、こちらとの兼ね合いも考慮いたしまして、令和2年度中にこれが生かせるかどうかも含めて、その情報伝達の在り方についてまとめていきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

では、防災の質問をまとめたいと思っておりますが、ため池防災システム、先ほど課長が言われた次の質問ということでありましたが、答弁求めるものではありませんが、地震時には地震情報を受信してから30分以内、豪雨時には現在時刻から6時間後までのため池の決壊危険度を予測して地図に表示をする。自治体はこの情報を基にため池周辺の住民の避難対策を行ったり、決壊防止のための緊急対策を行うことができるようになる。ため池管理者が現地で被災状況を入力したり、状況映像をアップロードすることによって、県や町との関係機関でため池の決壊の有無や被災状況を即座に情報共有ができることとなります。防災避難を的確に行えることにつながります。ぜひにも、今年度中と言いましたか、早期にこのシステム運用に向けて、検討ではなくて本当に前向きに取り組んでいただきたいと思います。答弁ありますか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

このため池防災支援システムですけれども、どのようなものかまだ全容が見えておりませんので、これの現在開発中のところもあるようでございますので、これが生かせるようであれば、こちらにのっとなって、併せて周りの自治体と足並みを合わせて進めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

ぜひ早急に取り組んでいただきたいと思います。

質問を替えます。

次に、人口減少問題について伺います。

人口減少の問題は、この先行世代を現役世代が支えることで回るように現在の社会システムは設計されておりますから、世代間で人口規模が移動、変動しないようにするためには合計特殊出生率が2.07ないと維持されないということになります。総務省の国立社会保障・人口問題研究所のデータによれば、2015年の国勢調査での女性の平均初産年齢は30.7歳であります。近年最も出生率が高いのは30から34歳の女性であるとの結果が出ております。

そこで伺います。

本町の30歳から34歳の女性の人数は2015年の国勢調査のデータによれば、172人でありました。2010年時点では209人いらっしゃったのです。2020年、今年の予測値であります、140人と推計されます。32人減少します。2025年では125人、2030年には109人、20年後の2040年には86人まで減ります。平均出産年齢を迎える女性は現在から4割減るという現実があり、驚愕であります。こうした女性の人口数の推移について感想があればお聞かせください。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

人口減少問題、これは女性だけに限らず男性も並行して減っていく形になっております。女性だけが減っていくわけではないのですけれども、確かに様々な面でこのお子さんを産み育てていく女性が減っていくということは非常に大きな問題でございます。これ、ただ平泉町でそのような形にはなっていますけれども、これ全国的な問題になっておりまして、だからといって、平泉町でその責任を放棄するわけではございませんが、例えば東京を見ても人口が最も増えているのは東京ですけれども、日本の中で一番人口減少、出生率が低いのも東京だという形になっておりますので、ここに社会的な大きな難しさ、問題があるんだろうというふうに思っております。

当町としても、できる限りの施策を打ちながら進めておりますけれども、なかなかよい方法が見つからないというのが現状ではございますが、皆様から頂いた、後ほどのご質問のほうにもありますけれども、町民アンケートの中でもやはり子供を産み育てられる、安心して育てられる環境を整備してほしいという意見が非常に多いので、そういう施策に傾倒していくことで少しでもこの人口減少問題に歯止めをかけることができればなというふうに考えておるところです。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

これが女性の減少だけではなくて、15歳以上のいわゆる生産年齢層の減少のほうが実はもっと深刻なのです。本町の場合ですと、細かく言うと時間がないので、2010年時点の国勢調査の本町の数字は、15歳から19歳の人口が475人おりました。これが2040年、30年後には184人というふう

に推計され、30年間で6割以上の減少というふうに数字上はなります。先ほど課長が言われたような、これは平泉だけの問題ではなく全国的なことであって、なかなか有効な手だてがないというのはこれまでの質問の中でも申し上げてきたところであります。ただ、そんな中でも出生率を大きく改善しているまちがあるということも前回までの質問の中で紹介をしておきました。これが代表的なのは岡山県の奈義町であるというふうに過去の質問でも紹介したところでありますが、なぜ成功したのかといったような検証はされていますか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

その岡山県の例もそうですし、千葉でもそういう事例が確認されております。子供を産み育てるならば、そういうまちに行くべきだということで、人口が集まってきておるということはこちらでも調べております。それには議員がご質問の中でおっしゃっておるとおり、総合的な施策を行っている。そこに人口が集まってきておるといふことのようなのです。

当町としましても、先ほど申し上げたとおりでございますが、タイミングとして令和2年度に総合計画を当課で今つくっておりますが、そこで大きな施策として、やはり子育て、そういう部分に傾倒していく施策を打つということはあるかなというふうに考えております。ただし、限られた財源の中でそういう傾斜した形でやれるのかどうかというものは当然庁舎内でも検討してまいりたいというふうに思っておりますし、議員の皆様からのご意見等頂きまして、そういう施策に向けて少しでも人口減少を食い止められるような施策を展開できるような計画に持っていきたいというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

真籠光幸議員。

5番（真籠光幸君）

まちづくりアンケートについて伺っていきます。

アンケートは町内の18歳以上から80歳と15歳から18歳未満の合計1,989人の回収率47.45%でありました。その中で設問の「平泉に今後も住みたい」「できれば住みたい」人の合計が63.1%と非常に高いものであります。これはやっぱり人口減少、少子化に歯止めをかける施策への重要な調査であったというふうに思います。従来の定住化政策や結婚支援施策をより一層強化する必要がやっぱりそこであるんだというふうに思います。その一方で、まちづくりの不満度としては、「雇用・勤労者施策」、先ほどの町長の答弁にもございましたが、それから「公園・緑地がない」、それから「商工業の振興がない」、平泉を離れたくない人の理由が買い物ができないのですよ、外食がないのですよということなのです。だから、こういったところも当然、次期総合計画策定に反映をしていかなくちゃいけない事柄だろうというふうに思います。

それでお伺いしますが、今後の10年間のまちづくりに住民が望んでいるとした「企業誘致による工業振興・雇用対策」、これが32%の方が答えられている。それから、やっぱり高いのが「少子高齢化社会への対策」が29.5%の方々であります。「子育て環境の整備・充実」が20.1%、

「平泉の人口が増えるほうがいい」という方々が75.1%でありました。これは住民が望んでいるまちの姿が見える、大変有意義なアンケートだったと思います。ここに歯止めをかける施策のポイントがあるのだらうと思いますが、もう一度いかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

このアンケートについて、こちらでも細かく男女別、年代別等で分析を今進めております。その中で先ほど議員がおっしゃってございました、生産に関わる人口の方々、やはりそこは予想よりも言うては失礼かもしれませんが、やはり平泉に対して非常な愛着を持っているということが分かってきました。その中でやはり雇用の場というものは必要だということを指摘されておりますし、あと、議員が先ほどご指摘したような商工業を元気にしてほしい、そういうことが非常にうたわれております。これらを実現していくということは、今まで現在、平泉町で行ってきた施策というものはみんなそれらを下支えするような施策であったかと思いますが、残念ながら住民の方々はまだまだその段階では満足していなかったということが、このたびのアンケートではある程度浮き彫りになってきたのかなというふうに考えております。

ですので、この結果を非常に重く受け止めまして、町としましてもやはりそういう部分を手厚くやっていくような施策というものを展開する必要があるかというふうに思っております。ただ何度も申し上げるとおり、無尽蔵に財源があるわけではございませんので、その中でより有効な手だて、財源をそれほど使わないでもやれるような手だてというものをやはり今後は考えて進めていく必要があるかというふうに思っています。

ただ、議員もおっしゃっているとおりですけれども、近隣の市に比べまして、平泉は非常に交通の便には恵まれております。ですので、そこの部分を生かしていくという大きな特徴を今後は使っていくべきだろうと思っておりますし、もう一つはいつも町長が申し上げていることではございますが、この平泉というコンパクトさというものを今後は逆に平泉の特徴として、平泉の大きな性格として生かすことによって、この住民のいろいろ難しい、住民に言われておるこのアンケートの中身に応えていくような施策を解く鍵があるのではないかというふうに思っておりますので、来年1年間あるというわけではございませんが、それらを踏まえながら、よりよい計画を策定していきたいというふうに思っておるところです。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

人口が少なればライバルが少なくてレギュラーポジションがすぐ取れるという、実はいいところもあるのかもしれませんが。このアンケートの対象者なのですが、中学生が進路や定住についてどう考えているのかの調査も今後の総合計画に生かすべきだと思うのです。平泉への愛着度は73.1%と非常に高い。もし平泉に高校があれば、一関市への通学者75.3%、奥州市への通学者15.7%の相当部分が本町にとどまるのではないかというような気がしてなりません。今後、中学

生のアンケート実施の考えはないかどうかを伺います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

現在のところは考えてはおりませんが、過日、新聞等にも掲載はされておりますけれども、当課で行っております高校生会議の中で、その高校生からはこのたび工業高校が水沢と一関で合併すると。その場合に平泉は中間なので、ぜひとも役場のほうでそこを頑張ってもらいたいというような話は頂きました。やはり高校生自体も平泉に高校があるということを望んでおるんだなということで、非常に役場職員として考えさせる意見だったなというふうには考えております。

ただ、ハードルもそのとおり高いわけでございますので、一朝一夕に進めることは難しいかと思っておりますけれども、中学生等の意見もアンケートをすることは今現在では考えておりませんが、どのような形かで見入れられるようなこともちょっと内部で考えてみたいというふうには思っております。いずれ高校生とか若い方々が、教育委員会で行っている平泉学の成果もあろうかと思っておりますが、非常に町の将来を考えてくれているというのが今回のアンケートではっきりと分かりましたので、その部分には非常に明るいものがあるなというふうに感じた次第でございます。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

次にしゃべることを八重樫課長に先取りにされてしまったのですけれども、これは町長に答弁を頂きたいのですが、先ほどまちづくり推進課長がお話しになられたように、平泉は非常に交通の要衝にあります。JRの東北本線の駅があって、スマートインターもできる。まして4号線の沿線沿いで、東北の中心であるという、交通の便が非常にいいわけです。

先ほどお話にあった県南部の工業高校の再編が進められています。水沢工業高校、一関工業高校、千厩高校とありますが、その1学年6学級規模の再編統合高校をつくるということの検討を始めているわけですが、その建設場所については先ほど課長が言われたように、平泉は中央にあるわけですから、その立地面では最適である。こういうことになろうかと思っております。敷地の面でハードルが非常に高い。ただ実現すれば人口減少や少子化対策、商工業の振興など、これは企業誘致の比ではない波及効果が得られることは間違いのないと思っております。

世界遺産の町にある再編新設高校ですから、これは非常に競争率の高い高校になるのではないかというふうに思いますが、地元を愛する子供たち、これは非常にこの73.1%の子供たちが平泉に愛着を持っておるわけですから、この地元を愛する子供たちの定住希望に全くかなうものであって、町に多くの学生が闊歩するようになれば当然活気が生まれ、町の将来像、施策にも大きな夢、展望が開けてくることは間違いありません。全く教育こそが町を救う施策になるのではないかと思うのです。荒唐無稽の部分も若干今の段階ではあるのかもしれませんが、この再編新設する平泉高校の誘致に取り組む価値は高いと思っておりますが、町長、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

今、議員からも提案も頂いたところでありますが、この今回の今日の行政報告の中でもさせていただきましたが、高校再編につきましては、県内の市町村が独自で協議会を設置して、そして岩手県の高校再編の在り方が今後地域をどのように興しながら、単純に人数とかそういったことでだけ考えるべきではないと。むしろ今まで地域地域に根差してきたその高校の在り方、そして今後、岩手として新たなそういう企業がどんどん今入ってきている状況の中で、従来の岩手のそうした将来に向けて、やはりそれを展開していくには新たなそういう高校再編は大変岩手県にとっても大変重要な位置を占めるということは私自身もそう考えますし、うちのほうに高校がないとは言いながら、それに参加させていただいているのも実はここ一関市、または奥州市と同時にやはり県境を越えて、今4市町連携もさせていただいている栗原、そして登米もあるように、そして県境を越えて、こちらからも行っていますし、向こうからも来ております。

そういった意味ではこの地域の今後そういったことに果たす役割というのは、当然ILCも出てくるわけでありまして、この行方も大変注視するところではありますが、そういった意味では大変貴重なご提案だというふうに私自身も認識しております。

そういった中で今までアンケート調査、そして5周年事業のときも小学生、そして中学校の生徒の方々とも対談をされたときも、いずれ平泉には高校も大学もないと。いずれは私たちは一度町を離れるけれども、しかし、平泉学で学んだ、やっぱり平泉に私たちは住みたいのだと。そのためにはやはり働く場所を確保していただけると、私たちは平泉に戻ってこられるという貴重なご意見を頂いたのであります。それが現在も今回の新たな総合計画作成のためのアンケートにも十分その意思が、あれから4年なりますが、そうした状況が引き続きアンケートに表れているということは、今回の企業誘致もそういった意味では方向性としては一つの方向性を形づくっているのかなというふうに思っております。しかし、それをさらなるいろんな角度から定住化できる、そういう状況を生み出すのは、今、一関、平泉で定住化構想を作成しながら、その方向性を見定める、そういう時期になってきているというふうに思っておりますので、今後さらに皆様方のご支援も頂きながら、さらに新総合計画の中にどのような形で生み出していけるのか、さらに検討させていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

この高校再編は、千載一遇のチャンスであります。ぜひ積極的にこの誘致に向けた取組をやっ

ていただきたいと思いますというふうに思います。

最後に、少子化対策における抜本的な対策について伺いますが、過去の質問でも何度か申し上げましたが、出産と子育てにはインセンティブが必要であるというふうに思います。抜本的な対

策の例といたしまして、本町独自の子育て給付金の創設とか、隔月支給とか、多子加算制度とか、出産祝い金の創設とか、新婚家庭の商品割引券の支給とか、具体的な教育費が家計を圧迫することのないような支援策を具体的に検討をもう始めていいのではないかと思います、いかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

他の市町村では行っている例は確認しております。当町としては、今現在まだ考えてはおりませんが、他市町村の例を見ますと、それによって、子育て世帯が非常によくなったという話は聞きますけれども、特別大きな効果を得ているかというのに関しましては、なかなか実態としてはその辺もうちょっと見えないというところもあるようです。ただ、そういうことがあれば、産みやすい環境の一つ助長することにはなるかというふうには思います。これにつきましても、その総合計画をつくる中で、役場の中でも検討をさせていただければなというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

人が結婚したり子供をもうけたりするのは、社会をもって、町をもってすることではなく、価値観や人生設計を考える中で意思決定をするものであります。子供を望むカップルが希望する子供を持てているのか。その数と実際の出生率にどれだけの乖離があるのか。その原因が子育ての環境なのか、所得なのかをやっぱり分析する必要があるんだと思うのです。地域の持続可能なものにしていくということは、旧慣旧習を持続していくことではなくて、新たな仕組みで地域を持続することであると考えます。若者に戻ってきてもらうには、小学校から高校までの間にいかに地域との心理的なつながりを持てる教育をするかが重要だと思います。若者たちが自分の育った環境で自分の子供を育てたいと思えるかどうかというのが、まちづくりのポイントではないかと思います。そんな子育て環境をつくり上げ、人口減少・少子化に歯止めがかかるよう取り組まれますよう申し上げます、私の一般質問を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで真竈光幸議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時28分

再開 午後 4時44分

議長（佐藤孝悟君）

それでは再開をいたします。

本日の会議時間は、予定の日程が終了しておりませんので、あらかじめ延長いたします。
それでは、通告4番、氷室裕史議員、登壇、質問願います。

1番、氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

通告4番、氷室裕史です。

初日最後の、そして4年間の議員生活最後の一般質問となりましたが、これまでと変わらず、簡潔な質問に努めてまいりますので、簡潔な答弁のほど、よろしく願います。

それでは、さきに通告しておりますとおり、大別して2問お伺いいたします。

1問目は、当町の小中学校における生徒の登下校時の負担軽減に関してであります。

文科省が2018年、いわゆる置き勉を認める通知を全国の教育委員会に出し、学校側に柔軟な対策を促しています。これは最終的に各学校に判断委ねているものであります。

そこで1点目の質問は、2018年の文科省の通知を受け、当町では置き勉に関してどのような取組を行っているかについて伺います。

2点目は、その取組はどのような議論を経て行われたか。また周知方法について伺います。

次に、2問目の当町の小中学校及び幼稚園・保育所の労働環境に関して伺います。

昨今、働き方改革をはじめ、ワーク・ライフ・バランスが取り上げられる機会が増えております。その中で1点目に先生方の勤務実態について伺います。

2点目に、各先生方の負担の在りかはどこにあると思われるか、見解を伺います。

以上、2問4点について答弁をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

氷室裕史議員からのご質問にお答えをいたします。

私からは2番の小中学校及び幼稚園・保育所の労働環境に関してのご質問の保育所の労働環境に関してのご質問にお答えをいたします。

先生方の勤務実態について伺うのご質問にお答えをいたします。

保育所の開所時間は、保育所管理運営規則により午前7時30分から午後6時30分までと定めており、1日11時間の開所です。また、祭日を除く月曜日から土曜日まで保育を行っております。そのため、保育士の勤務は11時間の開所時間に対応するため、早番、普通番、遅番などのシフト制として週5日勤務、1日7時間45分勤務となっています。

保育所については県平均が分からないため、比較することができませんが、当保育所の令和元年度の勤務実態は、正職員の保育士の時間外勤務は平均で1か月1人当たり約8時間です。時間外勤務の理由として、延長保育や運動会、発表会などの行事に係る準備のため、時間外が発生しております。また、保育所は春休みがないため、新年度入所に係る準備は時間外で対応しているところでもあります。

次に、各先生方の負担の在りかはどこにあると思われるか、見解を伺うのご質問にお答えをい

たします。

子供は様々な経験をすることで成長してまいります。そのため、保育所ではいろいろな行事を計画し実施しているところであります。その中で保育士が負担と感ずる部分はあるのかとのご質問についてであります。様々な行事の準備について、例えば発表会の衣装作りは手をかければ、それだけ時間が必要となるため、出来合いのもの利用や1つ見本を作り、全クラスの衣装を一斉に作成する時間を設けるなど、超過勤務をできるだけしない方法で進めているところであります。また、公立の保育所であるため、町の行事等への参加要請もあり、産業文化祭、長島小学校ふれあいコンサート、生涯学習発表会などへ参加しているところです。園外での行事は休日に行われることが多く、当然保育士も引率してまいります。このような園外での発表も子供たちの経験には必要であり、貴重な発表の場を頂いていると感じています。また、子供たちの送迎には保護者のご協力を頂いているところであります。毎年年間計画を作成する時点で子供たちにどのような保育が望ましいかを考慮しているところであり、子供たちが安定して保育所で生活していくには、支える職員が健康であることが大事でありますので、職員が話しやすい環境づくりに配慮していくことが重要と考えております。

私からは以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

氷室裕史議員からのご質問にお答えいたします。

1番の小中学校における生徒の登下校時の負担軽減に関してのご質問にお答えいたします。

はじめに、（1）2018年の文科省の通知を受け、当町では置き勉に関して、どのような取組を行っているかのご質問にお答えいたします。

2018年9月に文科省から児童生徒の携行品に係る配慮について事務連絡を頂いております。主な内容は、各学校における実際の工夫例として、幾つかの具体的な取組例が示されたものでした。また、ほかにも教科書等の教材の位置づけについては、教科書やその教材等は宿題や予習復習などの家庭での学習課題を適切に課す等、家庭学習も視野に入れた指導を行う上で重要なものでも示されております。当教育委員会としては、これを受けて町内の小中学校に対しては何を持ち帰らせるか、何を学校に置くかについて、児童生徒への負担軽減を視点を検討頂きました。また、特に中学校については、家庭学習の重要性の視点も含めて検討頂きました。

昨年6月にて特に平泉小学校の取組について説明させていただきましたので、他の町立学校についての状況をお答えいたします。

はじめに、長島小学校についてですが、平泉小学校と取組内容は同様であります。保護者にも文書にてご理解を頂いたと聞いております。次に、平泉中学校についてです。2018年3月に朝日新聞に、子供の通学用かばんが10キロ近くで重過ぎるといふ旨の記事が出ました。実際6月にはある町民の方から、平泉中学校生徒の荷物も重た過ぎるのではないか、先生方も実際に持ってみてはいかがかといふ旨のご指摘がございました。これについて、当時の中学校の生徒指導担当の

先生に状況を聞いたところ、学校の先生方も懸念していること、生徒に対しての配慮として安全確保の視点からも日頃から先生方が考慮していると聞いております。

具体的な内容ですが、その日の時間割のうち、いわゆる主要5教科の教材については毎日持ち帰ること、技能用教科の教材については教室に置いてよいことにしているということでした。実際の時間割を見ると、毎日のように5教科全部を持って登下校をしているわけではありません。あったとしても週に一、二回の頻度であります。そういった生徒がどうしても重たそうにするときには、それぞれの先生方が配慮して、ワークを置いていっていいよのような声をかける場合もあると聞いております。生徒に過度な負担がないようにとの視点で、先生方が取り組んでいるということはありがたいことだと思っております。一部には毎日時間割を見て道具をそろえることにおっくうにしている生徒もいると聞いています。その子などは面倒のあまり5教科全部を毎日持ち歩くのだそうです。体力があっても、ますます体が鍛えられるかもしれません。学校としては中学生ですので、やはり家庭学習の重要性の視点をしっかりと持たせたいということだろうと捉えております。

次に、(2)の取組はどのような議論を経て行われたか。また周知方法について何うのご質問にお答えします。

一昨年6月の町民の方からのご指摘があった際、当時の生徒指導担当の先生が3年生の何人かの生徒に意見を聞いたようであります。そのときにはやはり1年生に入学したとき、半年間程度は小学校のときよりも重くなったことになかなか慣れなかったと聞いたとのことでした。しかし、その生徒たちからはだんだん体も鍛えられて慣れていくということも聞いたようであります。特に入学時期の生徒は生活ががらりと変わりますので、日常の様子については先生方が様々な形で相談に応じています。中学生が自分たちにとって、そのときは都合の悪いルールだったとしても、先生方からの指導の下、学習の理解を深めようと目標を持って主体的に取り組んでいるのではないかと捉えています。

次に、2番の小中学校及び幼稚園・保育所の労働環境に関してのご質問の小中学校及び幼稚園の労働環境に関してのご質問にお答えします。

はじめに、(1)の先生方の勤務実態について何うのご質問にお答えいたします。

勤務時間は小学校が8時15分から16時45分まで、中学校が8時20分から16時50分までの時間で、休憩時間がそれぞれ45分となっております。町立学校職員1人当たりの月平均時間外勤務時間数、これは平成30年度であります。平泉小学校で37.8時間、長島小学校で30.5時間、平泉中学校57.4時間、町立学校全体の平均で43.0時間となっております。県平均のデータはありませんので、県立学校1人当たりの月平均時間外勤務時間数、これ平成30年度であります。高等学校41.1時間、特別支援学校16.7時間、県立学校全体平均で33.9時間となっております。

次に、幼稚園の状況についてお答えします。

平泉幼稚園の勤務形態は8時30分から17時15分の勤務、幼稚園のスクールバス添乗のため、8時から17時15分勤務、早番の7時30分から17時15分、預かり保育8時30分から17時15分、最長17時30分、祝祭日を除く月曜日から金曜日までの勤務となります。また、時間外につきましては、

平成30年度職員1人当たり1か月15.4時間となります。土日祝祭日開催の運動会、作品展、発表会、秋の藤原まつり、生涯学習町民のつどいの準備・引率などが時間外となっております。

次に、(2)の各先生方の負担の在りかはどこにあるかと思われるかの見解を伺うの質問にお答えします。

学校教職員は児童生徒の問題行動等の発生した場合の指導対応、保護者からの相談、突発的な対応等のほか、学校行事、会議、打合せ、部活動など学校経営以外の業務が時間外勤務の要因と思われます。時間外勤務を減らすために必要なこととして、校務支援ソフトの導入、部活動休養日の設定、特別支援教育支援員の配置等、既に実施しているもののほか、軽減可能な行事等の検討、通知表の所見欄の廃止、家庭訪問の廃止、学校徴収金の事務改善等、学校現場の負担軽減について検討していく必要があるものと思われます。

次に、幼稚園職員の負担の在りかはどこにあるかにつきましては、土日祝祭日の行事の持ち方、それに係る準備・引率等が考えられます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

それではまず、1問目の小中学生における生徒の登下校時の負担軽減に関する答弁について伺います。

2点目の取組の議論の経過について、おととしの6月に生徒何人かにヒアリングを行ったとのことですが、おととしのことではありますが、どういった生徒たちだったかということはわかりますか。例えば野球部で活躍するような筋骨隆々の生徒だったのか、あるいは図書室で本を読んでいるような深窓の令嬢のような方だったとか、そういうのが分かりましたら伺います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

そこまでは把握しておりません。

議長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

実際その生徒、中学生と一くくりに表現しましても、例えばまだまだ体の出来上がっていない子、もちろん体が出来上がっている子もいます。様々な子がいると思われそうですが、ただ、どんな子がいるにしても、現実的に同じ学年でしたら、ほぼ同じ重さの荷物を持つことになりまして、これはもちろん先ほど答弁にもありましたように、体鍛えられればそれにこしたことはないと思われそうですが、場合によっては過剰に重いものを持つことによって、成長を阻害することにつながりかねないと思いますが、その見解を伺います。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

そうした同じ学年であっても個人差があるわけでありますので、そうした部分についての配慮ということについては、これからもそれぞれの学校で、あるいはそれぞれの学年で配慮していく必要があるだろうというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

先ほどありました体を鍛えたいという子、そういう子は大いに結構ではあります。しかしながら、生徒への負担の在り方、そういうものを考えますと、常にその負担の在り方は常に力のない子に合わせたもので考えなければならないと考えております。恐らく中学1年生でしたら、まだまだ体重も40キロに満たない30台前半の子もいると思われまして、先ほどかばんが10キロ程度のときもあるという話がありましたが、自重の3分の1の重さの荷物を持ち歩くというのはかなりの負担であると思えます。

これは提案になりますが、先ほど取組の議論のプロセスで生徒数人にヒアリングしたという話がありましたが、これを例えばこの教材は持って帰るべき、この教材は学校に置いていっていいのではという議論を、これは生徒主体で二、三人ではなくクラス単位あるいは学年単位で、もちろん先生も交えて議論してみてもどうでしょうか。先ほどの教育長の教育行政方針演述の中で、子供たちの生きる力を育むという言葉が出てまいりました。私はこの生きる力、これを生徒たちの自主性や主体性を育むものと捉えております。少々脱線しましたが、こういった置き勉の真剣な議論を生徒主体で行うということは、生徒の自主性を育むことにつながると思えますが、生徒主体で議論を行うことに対する見解を伺います。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

自主性とか主体性を子供たちに育てるためにというふうなお話でありましたけれども、基本的にその教科書というのは教科の学習の主たる教材というふうに位置づけられておりますので、その部分については言わばその子供が主体的に判断をするというふうなことについては、慎重にならなきゃならないのではないかなというふうに思います。自主性、主体性といいますと、何がしたいか、どう判断するか、どう行動化するかということでありまして、その上で自分の意見を持つと、そして計画をするというふうなことですが、当然のことながら、教科学習の場合にはそこに指導する側でその判断についての知識を与えるというふうなことは大事であろうと、そのように思うところであります。完全に全て子供たちの自主管理に任せるというわけにはいかないだろうというふうに思っているところであります。

例えばこれが自由研究のような学びであれば、自分がテーマ設定をして、そしてそのために学習のために必要な資料は何なのかというふうなことを自ら考えて整えるというふうなことが当然

あるわけでありますが、教科授業の場合にはいわゆる指導要領に基づいたカリキュラムで授業を行うというふうなことなわけですので、当然のことながら、指導者の側の必要であるというふうな、教科書も含めてでありますけれども、ものについてはやっぱり中心になって考えるべきだろうと。そのことを子供たちに理解させるというふうなことも大事ではないかと。当然のことながら、子供たちと話し合ったときに何が大事だろうというふうに言えば、それは教科書必要だとかいうふうなことは、決して後ろ向きではない話は出てくるんだらうというふうに、そういう意味では話し合ってみるというか、考えさせるというふうな意味合いでは大切かというふうに思っているところであります。

なお、これも余談でありますけれども、ゆとり教育が大変批判をされて、その後ほとんどの教科書が、小学校の低学年もそうですが、A4判に変わりました。内容からして20%増であります。当然のことながら、教科書も厚くなったということでもあります。例えば小学校低学年みたいに2冊に分冊をして、1学年の分冊してというふうにして薄くしているというふうな、そういう努力はあるのですが、ほとんどそれ低学年で終わって、後の学年は1年間1冊の厚いものというふうな格好になってしまっているという、この辺は何とかならないかなというふうな思いも私自身は個人的にありますけれども、現状はそういうふうなことであるというふうなことですので、その部分もお分かりいただければというふうに思います。いずれ考えさせるというようなことは大事なわけですが、その考えさせる主体となる教員の指導の在り方というふうなものも大事かというふうに思いますし、体力の面も勘案してというふうなことも大事になるかな、そんなふうに思います。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

ありがとうございます。全てを生徒の自主管理に任せるわけにはいかない。また、主体はあくまで教える側の教師にあるという話でした。ただ実際、私も実は最近子供たちと接する機会がありまして、持ち帰らなければならないものの中にこれはどう考えて不要だろうというもの、そういうことを言う子供たちもいまして、やはり私としては子供たちの意見というものをもう少し吸い取って、置き勉、これは持って帰るべき、持って帰らないべきというものを分けるものに関しまして、本当に子供たちの意見を吸い取っていただければと思います。もう一度お願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

具体的に子供たちの声として、これはというふうなものがどのようなものであるかということ把握できませんが、例えば辞典のようなものは毎日持ち帰るとか、そういったことはないだろうというふうに思います。例えば中学校でいいますと、教室入って、脇の黒板に明日の時間割が

あって、例えば社会3点セットなどという書き方をしています。教科書とノートと例えば資料集とかというふうな、そんなふうな形で整理をして持ち歩くというものを何であるかというふうなことは示しているのではないかなというふうに思いますが、いずれ今ご指摘のお話もありましたので、学校にそういった子供たちの声というものについて、学校内でそういった子供の声というものを情報として吸い上げて、そういったことについてどのように対応するか、指導するかというふうなことについては考えていただくというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

ありがとうございます。

次に、最初の答弁におきまして、安全確保の視点という文言が出てきたと思います。今回、私がこの置き勉の問題、これを扱ったのも結局この点が非常に重要だと考えるからです。例えば生徒が冬季に過剰に重い荷物を持てば、滑って転倒するおそれもあります。年中自転車を使っている生徒に関していえば、重い荷物を背負えば、必然的にブレーキの効きも遅くなり、危険性はやはり高まってしまいます。決して生徒に楽をさせたいとか、そういった思いではなく、置き勉というより何か軽い表現ですけれども、最終的には本当に命に関わってくるような、そういう問題だと思しますので、教育長にはぜひ近隣市町村の慣例、先例にとらわれず、新しい方針、そういうものをどんどん考えて打ち出していただければと思っております。

次に、当町の小中学校及び幼稚園、保育所の労働環境に関する答弁について何点か質問いたします。

その前に先ほど答弁の中で、家庭訪問の廃止と通知表の所見欄の廃止という話がありましたが、この話の検討というのはどの程度まで進んでいるのでしょうか。これは実は通告外になりますので、議長に質問の許可をいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

よろしいです。

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

働き方改革がクローズアップされて、ほぼ1年以上たつでしょうか。教育委員会で教職員衛生委員会という会を組織して、学期に1回ずつ、校長、それから衛生管理者である学校の管理者である副校長、それから養護教諭の3校の代表、それから一般教職員の代表、これは各校1名というふうな形で集まって、うちのほうでタイムカードによって、各学校の月ごとの個人のデータが出てきますので、そういったことを基にしながら会議を開いております。

その中で働き方改革に対して負担軽減を図るというふうなことも毎回論議をして、何が減らせるかという話し合いをしておりました。その中で出てきたのは、今お話しのとおり、例えば家庭訪問はなくしてもいいのではないかと。というのは、それに代わって学期末の保護者面談、学校によっては三者面談、子供も交えてということあるわけで、そういった形で丁寧に話をする場面を持

つということ、それでもって十分できるのではないか。それは通知表のいわゆる所見欄をなくすというか、書かないというふうなこともつながるのではないか。そんなふうな形で先生方の負担軽減ができるかというふうなことを話し合ってきております。例えばそのほかにも毎月行っていた職員会議を隔月にすると。これは大分前から、私が現場いた頃からもそういう形を取ったりしていましたが、ということであるとか、ただ一番困難なのは学校行事をこれ以上減らすことできないというふうなところがあって、なかなかそのことについては難しさがあるわけですが、例えば部活のことについても週に2日は休みにするというふうなことも出ましたので、そんなようなことを事細かなことですけれども、小さなことを積み上げて、何とか先生方のいわゆる時間外勤務を軽減するというふうな努力を図っているということでもあります。

議 長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

ありがとうございます。今、話にあったその家庭訪問の廃止というのは、私はこの家庭訪問というのは、例えば今、世の中では虐待だったりDVだったり、そういう問題というのが取り上げられていますが、先生が実際にご自宅を伺うことで、そういった虐待のヒントと言ったらあれですけれども、そういうサインですか、そういうものを先生が見つかることができると思いますので、私はこの家庭訪問廃止というのは本当に慎重にさせていただきたいと思いますが、その見解伺います。

議 長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

虐待の事実をどこで見つけるか。これは家庭訪問の場ではなくても、例えば学校の中でよくあることは、月1回の体重測定で養護教諭が例えば上半身を裸にするとか、そのことによって、あざがあったとか、そういった発見をするということが一番的確な形であろうというふうに思います。当然のことながら、子供からの訴えだとか、様子がおかしい、あるいは家庭から父親の虐待について母親からの訴えがあるとか、様々なケースはあると思いますが、家庭訪問1回、例えば4月にするというだけよりは日常的にそういったアンテナを高くして把握するというふうなことは十分可能だろうというふうに思います。

議 長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

教育長がそうおっしゃるのであれば、そういうことだと思います。分かりました。通告外の質問に答えていただきまして、ありがとうございます。

次に、保育士の先生方の負担の在りかについて質問いたします。

先ほど答弁の中で、衣装作り等の工夫をして負担軽減につなげているとありましたが、それ以外の保育士の負担軽減策、特にこれは現場の意見を伺いたいと思っておりますが、例えばゼロ歳

児の面倒というのはおおむねゼロ歳児3人につき保育士1人であったと思いますが、これを極端な例になりますが、ゼロ歳児3人につき保育士2人、これは現実的ではないですけれども、2人を配置することができれば、これは先生方の相当な負担軽減につながると思われませんが、実際、今まだ保育士の人数というのは全然足りていないというのが現状なのでしょうか、伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉長島保育所長。

長島保育所長（千葉よし子君）

氷室議員のただいまの例えばゼロ歳児3人の基準を2人とということでしたが、基準を上回るように努めるということになっておりますので、それは難しいです。実際には本当は3人でも厳しい、月齢によっては厳しいところもありますので、それ以上上げるということは難しいところであります。

あと、そのほかに何か負担軽減するところがないのかというお話を頂きました。長島保育所では今年度から1、2歳児、お便りを今日の活動の様子を同じようにどのお子さんにも伝えておりましたが、お便りではなくてクラスの入り口のところにボードを設けまして、そこに今日の様子を書き込み、お便りの書き込む時間を少なくしているところでもあります。あと、もう一点、最近ですけれども、卒園児へ手作りの文集作りをして配付しているわけなのですが、職員に対しても1冊ずつ配付しておりました。ただし、今年につきましては、職員へは1冊ずつ配付はやめて、園への保存分として二、三冊を考えているところです。従来どおりではなくて省いても影響ないところがないかなどを職員間で話し合っているところでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

私もこの4年間議員活動の中で様々な保育園、認定こども園のほう、先輩議員と一緒に視察してまいりました。正直どこのそういった施設でも保育士が不足していたり、あるいは負担がとてもあるということ、これは共通の課題でありまして、私はこれは私が以前、一般質問でも取り上げさせていただきましたが、それこそ平泉町も保育士の負担軽減あるいは保育士の確保、これ本当になかなか確保のほうは本当にほかの近隣市町村と取り合いと言ったらちょっと言葉は悪いですけれども、なかなか確保できないということが現状であります。そのところをもう少し何とか確保する方策考えていただけないか、見解を伺いまして、終わりにしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

保育士の確保というお話でございますが、本年度から任期付職員ということで3年間に限り職員ということで採用していただいておりますので、その辺につきましては、確保につきましては対応させていただいているところでございます。

議 長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

以上で私の一般質問を終わります。

議 長（佐藤孝悟君）

これで氷室裕史議員の質問を終わります。

議 長（佐藤孝悟君）

本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は明日6日、午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

散会 午後 5時22分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 佐 々 木 一 治

同 升 沢 博 子